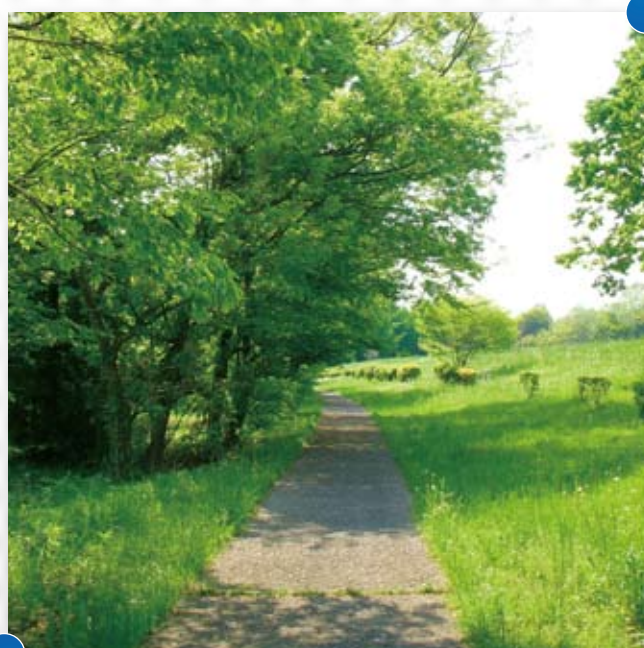


利益相反事例とその対応に関する

Q&A

増補改訂第二版



平成 26 年 12 月



筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室

*Office of Conflict of Interest and Security Export Control
University of Tsukuba*

大学における利益相反問題は、特に、産学連携において生じやすいものです。これまで大学の研究資金の大部分は政府資金でしたが、産学連携が進展したことによって企業資金が多く含まれるようになりました。教員が産学連携の相手方から兼業等の個人的利益を得ている場合などには、産学連携の関連研究や職務の遂行上バイアスがかかるおそれがあり、研究の客観性や大学そのものに対する社会的信頼が揺らぐという懸念が生じることがあります。

2005年11月に、筑波大学では産学連携を中心とした利益相反マネジメントが本格的に稼働し始めました。具体的には、2005年11月以降に得た特定の個人的利益に関して、職員等が定期的に自己申告書を提出する義務が課されるようになったということです。2007年8月には、筑波大学では、特に慎重な対応を要するヒトを対象とする研究における利益相反問題の取扱いについて、各系の実情に合わせ、それぞれの系が独自にマネジメント・システムを整備することになりました。さらに、2010年度以降の厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出前に利益相反委員会が設置されないなどの場合、2010年度以降の補助金の交付（2009年度に申請する分から）を受けることができないことになったため、2008年5月には各系において研究倫理審査委員会における審査事項に利益相反関係の審査を盛り込むか、又は、利益相反委員会の設置について全学に呼びかけました。以上のシステムの中で、大学で一括してマネジメントを行うのは、特に産学連携に関連する問題であり、これらの問題については、これまで随時、利益相反アドバイザー等が対応してきました。

本誌は、筑波大学の利益相反アドバイザー等の担当者に寄せられた相談を中心に、生じやすい利益相反問題の事例について個人的な情報を抽象的な形式に編集し直し、これらへの対処法をまとめ、Q&A式の資料としたものです。第1版は2009年度の本学の利益相反委員会において、こうした事例集の印刷と配付の要望があり、2005年11月から2010年3月までの4年5か月の間の相談を31に分類し、2010年5月に発行しました。また、2013年9月に実施された監事監査では、利益相反マネジメントに有益な資料として引き続き改訂の要請があり、今般、増補改訂版を作成することとしました。本増補改訂第二版では、2010年4月から2014年8月までの4年5か月間の相談を追加して全体で63に分類し、第1版に記載した旧情報を更新するなどしました。これらは、大学で生じ得る主な利益相反問題をほぼ網羅しています。本誌が今後の研究活動、産学連携活動において生じた利益相反問題の解決の指針となれば幸いです。

なお、今後も利益相反関連の規程等が改正されることもありますので、それに合わせて対処するようにして下さい。

2014年12月

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室

I 大学発ベンチャー関係

I-A 株式保有

1. 大学発ベンチャーの株式等保有と発注	1
2. 学生発ベンチャーの株式等保有と共同研究・納品	1
3. 配偶者による大学発ベンチャーの株式等保有	3
4. 大学発ベンチャーの株式等保有と兼業	4
5. 大学発ベンチャーの株式等の取得	4
6. 大学発ベンチャーの上場後の株式取得	5
7. 他大学発ベンチャーの株式等保有と兼業	5
8. 大学発ベンチャーの株式等の売却	6

I-B 役員就任

9. 大学発ベンチャーの役員就任と発注の会計手続き	7
10. 契約職員の大学発ベンチャーの役員就任	8
11. 大学発ベンチャーの複数代表制	8

I-C 共同研究

12. 大学と大学発ベンチャーとの共同研究	9
-----------------------	---

I-D 大学施設使用

13. 大学発ベンチャーの販売製品を大学の施設内で生産	10
14. 大学発ベンチャーの営利事業のための大学の施設使用	10

I-E その他

15. 大学が大学発ベンチャー内で行うシンポジウム	11
16. 大学発ベンチャーからの奨学寄附金	11
17. 大学発ベンチャーが成功した場合の問題	12
18. 大学発ベンチャーの役員としての平日の講演時の兼業手続き	12
19. 大学発ベンチャーの貿易上の留意点	13

II 大学の名称使用関係

II-A 共同研究(受託研究)

20. 共同研究成果に関わる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表	14
21. 効果検証の受託研究に関わる大学の名称使用	15
22. 共同研究の成果である試作品への名称使用	16
23. 成果物の無償配布時の名称使用等	16
24. 共同研究実施中の宣伝	17
25. 共同研究の成果である商品における「監修」の使用	19
26. 共同研究において大学の施設を使用する企業の名称使用	19

II-B 奨学寄附金

27. 奨学寄附金の受領と商品の宣伝コメント	20
------------------------	----

II-C 納入品等

28. 使用中の機器についての宣伝コメント	21
29. 販促用教育 DVD への出演	22

II-D 大学発ベンチャー

30. 大学発ベンチャーの役員としての講演時の大学の身分の表示	22
31. DVD 著作物の推薦文	23

II-E 卒業生の営利使用

32. 卒業生が開業した医院の宣伝	24
-------------------	----

III 知的財産関係

III-A ソフトウェア

33. 販売目的のプログラム開発のための授業での利用 25

34. ソフトウェアの企業による有償利用 25

III-B 著作物

35. 国の補助金（科研費）による成果物の出版・販売 26

36. 国の補助金（科研費）による成果を一部含む著作物の出版 27

III-C 成果有体物

37. 成果有体物の販売 27

IV 兼業関係

38. 兼業先からの奨学寄附金 29

39. 共同研究先への兼業 29

40. 物品購入先企業への技術アドバイス 31

V 企業の大学施設使用関係

41. 企業と共同主催の講座の開催 32

42. セミナー開催を業務とする企業の学内施設利用 32

43. 学内施設を利用した有料トレーニング 34

VI 企業からの寄付、設備等の貸与・提供関係

VI-A 寄付

44. 製薬会社の共催による講演会等の資金援助と宣伝 35

45. 国の補助金事業に関連したセミナーへの企業からの資金援助と宣伝 36

46. 企業支援による企業製品に関わるコンテスト 38

VI-B 設備の貸与

47. 企業から研究室に持込まれた機器 39

VII 委員会等委員関係

48. 奨学寄附金の受領と仕様策定委員への就任 40

49. 複数大学における利益相反委員会の外部委員の就任 40

VIII 寄付金募集活動関係

50. 寄付金募集の対象者 41

IX 臨床研究・厚生労働省科学研究費補助金関係

51. 臨床研究時の利益相反の留意点 42

52. 奨学寄附金の性質 43

53. 奨学寄附金と利益相反マネジメント 44

54. 厚生労働省科学研究費補助金の利益相反マネジメント 45

X 自己申告書関係

55. 弁護士報酬は自己申告の対象か 46

56. 産学連携に関する申告期間 47

57. 講演報酬や原稿料に関する自己申告 48

58. 自己申告書に関わるヒアリング 48

XI 利益相反マネジメント全般

59. 利益相反マネジメントの目的 49

60. 利益相反と法令・規則違反 49

61. 利益相反規則の違反 50

62. 契約書の教授名の署名 50

63. 利益相反の典型例 51

1. 大学発ベンチャーの株式等保有と発注

Q1

大学発ベンチャーに出資(株式等の取得)をしたいと考えています。また、併せて、この大学発ベンチャーの製品を購入したり、サービスを受けるなどの契約をしたいと思います。利益相反問題はどのようになりますか。

A1

例えば、本学の教員が代表者として立上げたベンチャーに対して、当該教員又は他の教員が出資するということは、それ自体で利益相反問題が起こるわけではありません。当該ベンチャーが、本学と共同研究を行おうとしたり、当該ベンチャーに対して本学から発注をしたりするという場合に、利益相反問題が起こってくる可能性があります。このような場合には、出資者である教員は、当該ベンチャーと本学との契約に関わらない(共同研究を決定する運営会議の審議から外れること、あるいは発注の仕様書作成や決裁に関わらないことなど)ことが求められます。したがって、逆にいえば、このようなときに利益相反問題が起こらないように対処するのであれば、このようなベンチャーに対する出資を教員が行うこと自体が否定されるわけではありません。

また、筑波大学では、株式等(株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・

合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。)を保有していれば、学長に報告する義務があります(国立大学法人筑波大学利益相反規則5条)ので、該当の場合は毎年自己申告書を提出して審査を受けてください。

さらに、特に、筑波大学の教職員が大学発ベンチャーの代表者を兼ねている場合は、大学との契約上、複数代表制などの措置を取ることが望ましいでしょう。

なお、発注の場合には購入する物品等の個数や金額が、研究の遂行に必要な合理的な範囲のものである必要があります。随意契約を行う場合はもちろん、購入金額が少額である場合でも、なぜほかの企業に発注しないで当該ベンチャーに発注するのかをきちんと説明できるようにしておくことも必要です。通常は教員個人に委任されている契約権限で処理できる場合であっても、部局会計責任者(支援室会計係長等)から発注するといった対応が望ましいでしょう。

2. 学生発ベンチャーの株式等保有と共同研究・納品

Q2

学生の大学発ベンチャーに出資(未公開株式の取得)をしたいと考えています。利益相反問題はどのようになりますか。また、当該ベンチャーは私の研究室とは無関係ですが、筑波大学の別の教員と共同研究をしていますし、筑波大学に製品の納入もしています。利益相反自己申告書の提出義務はありますか。

A2

1. 学生発ベンチャーの未公開株式取得について

利益相反マネジメントは、産学連携に関与する職員の行動が学外の第三者から見た場合に何ら疑念を持たれないように問題を事前に処理することを目指して行われるものです。このような考え方からすれば、例えば、本学の学生が代表者として設立したベンチャーに

対して本学教員が出資するという場合で、当該教員が当該学生の指導教員であるときに、ベンチャーの立上げの際の出資については、今後事業がどうなるか全く予測ができない状況の中で、応援する気持ちで株式を取得するというのであれば、当該ベンチャーからの利益供与と見られる可能性は少ないといってい

上げの際ではなく、当該ベンチャーが上場する可能性が出てきた段階で出資するというのは、利益相反問題につながる可能性があるという判断になります。(自己の金銭的利益を優先させるために、当該学生に対する指導を他の学生よりも優先して行うのではないかとという疑惑を招くことになり得る。)

しかし、他方では、このような出資のタイミングだけが問題ではなく、教員が出資した学生ベンチャーがその後上場が近づくほど業績が上向きになってきた段階で、なおかつ、当該大学発ベンチャーの代表者である学生の指導教員を続けているとしたら、やはり、その段階で利益相反問題が起こっているといえるので、そのような場合には、当該ベンチャーの株式を手放すか、又は、当該学生の指導教員を辞することが必要となると考えざるを得ません。

なお、一般的には比較的問題の少ない株式の保有であっても、例えば、共同研究、奨学寄附金及び指導教員という関係があるような場合には、その上に当該ベンチャーの株式を保有することは、他の学生や世間から、教員としての職務よりも個人的利益を優先させているのではないかとという疑念を持たれるおそれがあるといえるでしょう。

2. 株式等保有と大学・企業間の契約に関する自己申告書の提出について

本学利益相反規則5条では、1号に規定する企業等の株式等を保有している場合は、学長に対して個人的利益の報告をしなければならずと規定しています。この企業等の定義として、同号では次のように規定しています。

(1) 企業等

- ア 法人の研究成果の移転を受けている企業等(当該年度前に移転を受けた企業等を含む。)
- イ 法人に対し受託研究を委託し、法人と共同研究を行い、法人から技術指導を受け、又は法人に対して奨学寄附金を贈与し、その他法人が行う産学官連携活動に関して法人と契約関係にある企業等(当該年度前にこれらの関係があった企業等を含む。)
- ウ 法人に対し製品又は役務を提供している企業等(当該年度前に提供した企業等を含む。)

当該ベンチャーは、上記の規定のうち、イ

とウに該当します。この規定の文言から明らかかなように、共同研究等に関して「法人と契約関係にある」ことが要件となっていますが、「株式を保有している教員」との間で共同研究等を実施していることは要件となっていません。

すなわち、このベンチャーとの間で出資者本人が共同研究を実施していなくても、例えば、所属の系の他の教員(他の系の教員の場合を含む。)が当該ベンチャーとの間で共同研究を実施していれば、このベンチャーの未公開株式を一株でも保有している教員は学長への報告義務があるという解釈になります。

本学の利益相反規則は、教員からの報告義務を合理的な範囲に限定することにより、教員の負担を減らすとともに、利益相反が生じる可能性のある場合に必要な利益相反マネジメントの適正な実施を確保するという考え方で構成しています。すなわち、本学と全く関係の無い企業の未公開株式を保有していても利益相反の起こる可能性はまずありませんので報告義務はありません。

しかしながら、このベンチャーが本学の他の教員との間で共同研究等を実施している、あるいは、本学への製品の納入の関係で他の教員が関わっているという場合には、未公開株式を保有している教員が共同研究等に関わっていても、一般論として、その未公開株式保有の教員が自らの影響力を行使して当該他の教員に企業が有利になるような働きかけをするということも考えられ、利益相反の起こり得る可能性がありますので、個人的利益の報告義務を課すことにしています。これによって、一種のスクリーニングを行い、その上で、利益相反アドバイザーや利益相反委員会等において実際に問題の起こりそうな利益相反関係にないかどうかを確認してもらおうというのが本学の利益相反マネジメント・システムの骨格になります。

なお、上記のスクリーニングの趣旨から考えると、厳格な報告義務を課しているというよりも、当該教員が日常の業務の中で知り得る範囲で報告をしておいたほうがよいと判断した場合に報告してもらおうということで構わないと解釈されます。報告しようか報告すまいか迷ったときは報告するほうがよいかもしれませんが、例えば自分の知らない、大学との契約について企業側に確認を取って調査するようなことまでは要求していません。

3. 配偶者による大学発ベンチャーの株式等保有

Q3

配偶者が経営している会社は大学発ベンチャーですが、自分の所属する部署とは関係ない大学の部署に対して物品の納品などを行っています。この場合、大学に自己申告書を提出する義務があるのですか。

A3

配偶者が納入会社の株式等（株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）を取得している場合は、それが大学発ベンチャーであっても、また、そうでなくても、申告をしなければなりません。本学利益相反規則5条では、同条1号の企業等から2号の産学官連携活動に係る個人的利益を得た場合を報告の対象として規定しています。この1号には「ウ 法人に対し製品又は役務を提供している企業等」が含まれています。

これは、例えば教員が特殊な測定機器を製造販売する企業の株式を保有していたとして、その教員の研究室がその機器を購入する場合などは、広い意味で産学官連携活動に係る個人的な利益を受けている場合であると判断して、このような規定を設けているのです。し

たがって、少量・少額の取引を行うだけの企業の場合は、そもそも問題になる可能性が小さいので報告義務を負わせるまでもないとも考えられますが、外形上類似する行為については報告義務を負わせて透明化し、その上で問題ないケースとして取扱えばよいという考え方に基づいて、関連規程の整備を行っています。

なお、本学利益相反規則5条で自己申告の対象となっている職員等の配偶者及び生計を一にする二親等内の親族について該当する個人的利益は、解釈上、株式等の取得・保有に限定されると考えられます。ですから、納入会社から単に給与等の収入を得ているだけでは申告対象とはなりません。したがって、配偶者等に関する申告内容は極めて限定されていることになります。ただし、企業の従業員であっても、その会社の株式等を取得していれば申告対象になります。

4. 大学発ベンチャーの株式等保有と兼業

Q4

既に設立された大学発ベンチャーの未公開株式の取得と同時に取締役やアドバイザーなどの兼業をしたいと考えていますが、利益相反問題はどのようになりますか。

A4

本学から研究成果の移転を受けている大学発ベンチャーである場合は、兼業に関わる個人的利益や未公開株式の保有について自己申告書を提出してください。未公開株式を保有することは、会社の業績が株式の価額に影響し、また、役職につくことは、会社の業績が役職者の利害に影響する可能性があるため、それぞれ利益相反に関わってくる可能性があります。なお、会社で何らかの役職に就くためには、事前に兼業の手続きを進めることが必要です。

回答は以上のとおりですが、利益相反というのは、世間一般からどう見えるかというア

ピアランスを重要視しますから、株式取得や兼業に伴って生じる影響に対する注意が必要です。

すなわち、兼業について重要なことは、兼業手続を規則等に従って進めることです。また、出資が当然に悪いことではなく、それに伴って起こってくる問題を避けるために、当該会社との契約業務への関わりを持たないことが重要です。以上のことが守られれば、兼業や出資自体は、社会的に意義のある場合があるので、すべて避けてしまうという必要はありません。

5. 大学発ベンチャーの株式等の取得

Q5

他機関との共同発明をもとにベンチャーをつくりましたが、資金調達のために新株予約権の譲渡を受けることになりました。利益相反問題はどのようになりますか。

A5

当該ベンチャーから新株予約権の譲渡を受けることは、同新株予約権の行使期間の間に同社のIPO（株式公開）が行われる可能性があり、また、他方IPOの可能性がないと判断された場合には新株予約権者においてその行使を行わない選択もあって、その場合には何ら損害を被らないことから、本件は、同社から本学教員への一方的な利益供与に当たると理解されます。

このようにベンチャーからの新株予約権の譲渡が同社から本学教員に対する一方的な利益供与であったとしても、現時点で本学教員から同社への便宜供与の可能性がなければ、利益相反が生じることはあり得ないことになります。したがって、現時点で同社から当該教員を研究担当者とする本学に対する共同研究の申込みがなければ、新株予約権の譲渡を受けることは、直ちに利益相反につながるもの

ではなく、これを受入れることは、利益相反の観点からは容認することができると判断します。

ただし、現時点で以上のような判断だったとしても、将来このベンチャーから当該教員を研究担当者とする本学に対する共同研究の申込みがあった場合には、当該教員は、同社との共同研究の受入を審議する研究科やセンターでの会議において、その審議・議決に参加することは厳に慎まなければなりません。そうでないと、同社との共同研究の受入に便宜を図ったと受取られる可能性が生じ、刑法上の収賄容疑にさえつながりかねない事態となるおそれがあります。

以上のように、今回のケースについては、現状では、利益相反の観点から容認することができるというのが結論です。なお、自己申告書は毎年提出してください。

6. 大学発ベンチャーの上場後の株式取得

Q6

大学発ベンチャー上場後の出資には問題がありますか。

A6

上場した後の出資というのは市場を通じた株式の売買になるので、利益相反マネジメントの観点からいえば、その株式の取得割合が小さければ問題の起こる可能性は少ないといえます。本学利益相反規則5条では、法人の研究成果の移転を受けている企業等の公開株式を取得・保有している場合、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に自己申告書の提出を求めています。5%の保有というのは、通常の企業では相当な持分となりますから、株式市場の透明性の確保、株式投資家

の保護を目的として、上場企業の発行済み株式総数の5%超を保有している株主(=大量保有者)は、保有することとなった場合に内閣総理大臣に「大量保有報告書」を提出しなくてはならないことも金融商品取引法(昭和23年法律第25号)27条の23に定められています。

また、現状では、一般的なルールであるインサイダー取引の禁止などの問題に留意しておく必要があります。

7. 他大学発ベンチャーの株式等保有と兼業

Q7

他大学で大学発ベンチャーをつくりましたが、退職して筑波大学に就職し、現在このベンチャーでアドバイザーの兼業をしています。このベンチャーにさらに出資(株式等の取得)をしたいと考えていますが、利益相反問題はどうなりますか。

A7

他大学発ベンチャーであるとはいえ、本学教員がアドバイザーに就任して引き続き密接な関係を持っており、その意味で当該ベンチャーは本学利益相反規則5条1号に規定する企業等に該当します(本学関連の企業となります。)。また、同条2号では、上記企業等の株式等(株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、

新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。)を報告義務の対象としています。また、このような関係の企業等からの報酬の年間総額が、本学教員のアドバイザーとしての報酬を含めて100万円以上である場合は、これについても学長に対する報告義務が生じることとなります。(これについては、当然のことながら別途兼業の承認手続が必要です。)

8. 大学発ベンチャーの株式等の売却

Q8

筑波大学発ベンチャーに保有している未公開株式の売却の予定があります。具体的には、当該ベンチャーを清算する旨の連絡があり、そのために各株主から株式を買取りたいとの要請を受けたものです。買取り価格については、全員出資額の半額（50％）で了解をお願いしているとのこと。このような場合、大学の規則上どのような義務がありますか。

A8

本学利益相反規則では、筑波大学の研究成果の移転を受けたり、筑波大学と共同研究を実施したりしたことなどがある企業について、株式等を保有している場合に、学長に対する報告義務があることを規定しています。したがって、年度途中で買取ってもらった場

合でも、その売却益を報告するという趣旨ではなく、年度途中まで未公開株式を保有していた事実を報告することになります。

なお、職員倫理規則では、利害関係者から未公開株式を譲り受けることを禁止していません。

9. 大学発ベンチャーの役員就任と発注の会計手続き

Q9

大学発ベンチャー A 社の外部取締役として兼業をしている教員 B が、研究用途で同社から機器をレンタルします。本レンタル契約の財源は、利害関係のない別の財団からの助成金で、教員 B 宛てに奨学寄附金として提供されたものです。レンタル契約に係る「購入依頼」・「仕様書」作成など、一切の手続きに教員 B が介入しないようにすれば、この研究費で支払うことが可能だと思いますが、契約財源の寄付金の予算管理者（FAIR による予算所管名）は教員 B となるため、執行する上で財源を明記する際に氏名を記載することになります。また、仕様作成者（発注依頼者）が別の教員であったとしても、予算管理者である教員 B の承認なしにその寄付金から購入依頼することはないと思うのですが、その点では「介入」の疑いととられることはないでしょうか。契約手続きをする前に契約可能である根拠を把握しておきたいので、見解をおたずねします。

A9

執行する上で財源を明記する際に記載する氏名については、予算管理者である教員 B とすることは、利益相反上の問題はないといえます。根拠については次のとおりです。

今回教員 B の関係で利益相反が問題となり得るのは、同教員が A 社より機器をレンタルするに際して、A 社と筑波大学の間でレンタルに関する契約を締結しなければならないことと、同教員が兼業により A 社の社外取締役に就任し、報酬を得ていること（株式を保有している場合も同様です。）です。つまり、この両者の間に教員 B に係る利益相反が生じているのではないかと、ということが問題となります。

上記の記述から利益相反が問題となるのは、A 社の機器を教員 B の研究のために選定することであるといえます。一般に、国立大学法人において、製品を調達する場合には、その過程において、二種類の異なった行為が行われます。つまり、支払いの原因となる契約の締結行為と支払行為そのものです。国や地方公共団体の会計において、支出負担行為

と支出命令が区別されるのと同様です。利益相反問題が起こり得るのはこの支出負担行為に係る部分です。

教員 B に関して利益相反上注意されなければならないのは、契約の部分であり、特に契約の相手方の選定に係る行為です。これに関しては、選定の客観性が担保されるよう、その手続き過程において、できる限り第三者において判断されるように努めなければなりません。

選定の客観性が担保されているのであれば、実際の支払いに関して、その出金のために教員 B が決裁することになったとしても、それは利益相反上問題があるとはいえません。つまり、教員 B が、自分が管理する寄付金を財源としてレンタルの依頼する場合には、その依頼文書に製品名を特定せず、例えば「〇〇のための〇〇を活用した〇〇のレンタル」のように記載すれば、利益相反問題を起こさずにレンタルの依頼をすることは可能となると考えます。

10. 契約職員の大学発ベンチャーの役員就任

Q10

競争的資金によるプロジェクトで雇用されている教授が大学発ベンチャーの非常勤取締役又は代表取締役に就任することは可能ですか。

A10

当該教授は外部資金により雇用された契約職員であり、本学本部等職員就業規則 44 条の兼業の規定は適用されないため、雇用契約

に反しない限り兼業は可能です。ただし、運用上は兼業届の提出が求められる取扱いがなされています。

11. 大学発ベンチャーの複数代表制

Q11

大学発ベンチャーの代表取締役に就任していましたが、筑波大学との共同研究や物品納入の契約もあるため、二人代表制を取ってきました。先日一人の代表が辞職したため、一時的に代表取締役が私一人になってしまいました。早急に後任を決定しますが、この間どのような対処が求められるでしょうか。

A11

本学の教員が、自身の研究成果を活用し起業し、その企業の代表取締役を兼業している場合において、本学と当該兼業先企業とが、自身を研究代表者とする共同研究契約締結時、あるいは、物品購入契約締結時等には、複数代表制などの措置を取り、契約に関わる決裁に自身が関与しないことをお願いしてきました。

しかし、経営上の事情により、一時的に代表取締役が本学教員のみになる場合には、以下のように対応していただくことが望ましいと考えます。

1. 経営上の事情により、複数代表取締役制を取ることが一時的に難しい場合には、複数となる代表取締役の選任までの間、他の取締役に契約権限を委任することが考えられます。この場合に、利益相反に関して世間の疑惑を招かないように、例えば、取締役会において代表取締役（兼業教員）以外の取締役に大学との契約に関して契約締結権限を委任する決議を行う、ということも一案としてあり得る考えます。

契約書等に表示される会社側の責任者名としては、取締役会で委任された兼業教員ではない役員名にて行うと

ともに、上記の方法を取った場合には、契約時に契約内容の決定とその締結権限を代表取締役（兼業教員）以外の取締役に与える旨を決議した取締役会議事録（該当部分のみで可）の写しを提出していただくことが考えられます。（取締役会の決議は必須ではありませんから、決議ではなく、単に代表取締役から取締役に権限が委任された場合には、委任状を提出していただくことになると考えられます。）

本質的に重要なことは、代表取締役である兼業教員を、大学との契約締結過程で実質的な意思決定に関与させないようにしていただくことです。

2. 上記に述べた趣旨から、大学側の契約手続きに関しても、同様の配慮が必要になります。すなわち、契約が共同研究又は受託研究契約であるときは、その受入れを実質的に決定する各系の運営会議等での審議の際には、代表取締役を兼業している教員は退席する必要があり、また、契約が物品購入契約であるときは、仕様策定や技術審査、又は、書類の決裁への関与を回避する必要があります。

12. 大学と大学発ベンチャーとの共同研究

Q12

研究室の研究成果を基に、当該研究室の研究員がベンチャーを設立し、当該研究室の教授がそのベンチャーの取締役就任した場合に、その教授と当該ベンチャーが共同研究を行うことは可能ですか。その場合に、当該教授に関して利益相反が起こりませんか。このベンチャーが行う研究開発に関しては、そもそもそれに必要な研究設備が当該教授の研究室にしかなく、しかも、ノウハウについてもその研究室で保有されています。したがって、仮に、こうした共同研究が認められなければ、ベンチャーが立行かないという事情があります。なお、大学とベンチャーとの間で同一人物が共同研究を行うということは可能でしょうか。

A12

本学の研究成果をより一層産業界に還元することを目的として設立されたこの大学発ベンチャーは、本学にとっても研究成果を通じた社会貢献を実現するという意味で意義を有しています。したがって、大学発ベンチャーと本学教員との共同研究は、基本的には認められるべきものです。特に、日本の大学発ベンチャーの場合は、創業時に自前の施設・設備を保有していないものが多く、大学との共同研究が認められなければ、そもそもベンチャーを設立できないものが大半であるといっても過言ではありません。

ただし、上記のように、大学発ベンチャーとそのベンチャーと関わりのある大学との共同研究を認めるとしても、教員がその双方に関係している場合は、利益相反マネジメントの観点から、学外から疑念を持たれることのないよう留意する必要があります。

すなわち、大学の教員がベンチャーを設立し、当該ベンチャーの取締役あるいは代表取締役就任している場合などであって、当該ベンチャーと大学との間で、その教員を研究担当者として共同研究契約を締結しようとする場合には、以下の措置を取る必要があります。

1. 各系の運営会議や教員会議等で当該共同研究の受入れの審議を行う場合には、その教員を関与させないこと。
2. 共同研究契約の締結の決裁にその教員を関与させないこと。

上記で述べたように、本件ベンチャーの設立は、大学の研究成果を通じた社会貢献をより広範囲に実現していくためには必要なものであると考えられます。ただし、そのためには、当該ベンチャーが、単に企業を対象とした営業活動を行うことに終始するのではなく、将来的には、資金を集めることにより、自前の研究施設・設備及び研究員・技術者を備えるよう努力していくことが求められます。もちろん、このような場合の選択肢の一つとして、ある段階で、当該ベンチャーそのものを既存の企業に売却することにより、技術移転を果たすということも考えることができます。これらいずれの場合であっても、大学発ベンチャーを設立する意義は大学から産業界への技術移転を容易にすることであって、大学発ベンチャーを設立する際には、その意義を全うするよう努めなければなりません。

なお、少なくともベンチャー側に自前の研究員がいて大学教員との間で共同研究の実態があることは必要であると考えられます。したがって、仮に、このような実態がなく、大学発ベンチャー側にも研究者は当該教員のみであるという場合は、そのような実態が一時的なもので、契約後速やかに研究員が採用される予定であるなどの特別の事情がなければ、共同研究契約を認めることは困難であると考えざるを得ません。

13. 大学発ベンチャーの販売製品を大学の施設内で生産

Q13

A教授が作製した大学にある物質作製のための設備を使用して、大学発ベンチャーが製品化・販売することはできますか。

A13

大学内の設備を使用してベンチャーが販売するための製品をつくることはできません。大学内の施設・設備は、共同研究等で研究開発するために提供しているにすぎません。

なお、文部科学省の先端研究施設供用促進事業の助成により、企業が筑波大学の設備を利用できるのが、研究基盤総合センターの加

速器です。この場合においても、企業の研究開発のために使用することができるだけで、商品の製造のために使用できるわけではありません。このことは、産総研等の独立行政法人研究所や都道府県の工業技術センター等においても同様です。

14. 大学発ベンチャーの営利事業のための大学の施設使用

Q14

筑波大学の教員として大学発ベンチャーを起業し、現在その代表取締役を兼業しています。この大学発ベンチャーが主催する研修会で筑波大学の施設を有償で利用したいが、そのようなことは可能ですか。この大学発ベンチャーは、本学の研究成果を全国に普及するために設立したもので、開催を予定している研修会も、この研究成果の普及を目的としたものです。研修会の受講は有料ですが、その料金は、例えば省庁主催の事業と同等のものであり、不当に高いということはありません。

A14

国立大学法人については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）22条1項に業務の範囲が規定されています。それによると、学校法人の場合とは異なり、収益業務を行うことは想定されておらず、営利事業からは厳密に隔離されています。また、本学主催ではなく本学の施設の一部を外部の者に貸付ける場合であっても、本学財産管理施行規程において、講演会、研究会等でその使用が一時的であって、営利を目的としない場合に貸付けることができるという規定をおいています。すなわち、本学においては、営利事業として行われる研修会等に本学施設を貸付けることができるのは、特に、財務担当理事がその必要性を認めた場合に限るものとされています。

ところで、本件の場合は、質問の趣旨にも記載されているとおり、当該大学発ベンチャーが主催する研修会は、本学の研究成果の普及を目的として行われるものであり、このような研修会の開催は、本学にとっても利益をもたらすものであると判断します。したがって、本件の場合は、営利事業として行われるものであっても、その料金が合理的な範囲のものであることを条件として、本学施設の有償使用を認めて差支えないものと考えます。

なお、先にも説明したように、営利事業は基本的には許可しない場合が普通ですので、ケースによって慎重に検討することが求められるため、その都度利益相反アドバイザー等に相談してください。

15. 大学が大学発ベンチャー内で行うシンポジウム

Q15

本学主催のシンポジウムを開催する場所を探したところ、どうしても適当な場所を確保することができないので、本学発ベンチャーが保有する施設内の会議室で開催することとしたいが、利益相反の関係から見て問題がありますか。

A15

まず、インターネット上の案内やチラシ、ポスターなどにおいては、本学シンポジウムが本学主催であることを明記し、単に場所が本学発ベンチャー内の施設であるにすぎないことが分かるようにしておくことが必要です。また、会議室等の使用に当たっては、使用料を当該ベンチャーに支払い、それらを請求書や領収書等で明らかにしておくことも必

要です。さらに、当該ベンチャーが事業化の事例として当該シンポジウムで研究発表を行うのはやむを得ませんが、シンポジウムの中で当該ベンチャーの商品の宣伝等を行うことがあってはなりません。なお、当該ベンチャーから、使用料等の支払いを伴わない便宜供与（例えばミネラルウォーターの配付など）を受けてはいけません。

16. 大学発ベンチャーからの奨学寄附金

Q16

大学発ベンチャーから大学へ寄付することは不都合ですか。

A16

大学発ベンチャーから寄付があること自体に不都合はありません。教員が個人で自らの研究に使用するために大学に寄付をすることは、例えば、教員が個人的に企業から受けた寄付金があるときなどは、会計上の問題として透明性を確保するためにむしろそのようにすべきであるという取扱いがなされています。教員が大学発ベンチャーを設立し、それが利益をあげたときに、その利益を自らの研究に使用する目的で当該ベンチャーから大学に寄付することは、何ら問題がないと考えます。教員が兼業により得た報酬を個人的に大学に寄付する場合も問題はありません。これらは、大学に寄付することにより透明化され、また、その使途については、大学の事務部門で経理を行い、研究に関係するもののみで使用されることが担保されるからです。

ただし、企業から寄付を受取る一方で、同企業から兼業により報酬を得ている場合は、そのような関係の企業からの報酬が年間合計100万円以上であるときは、透明性を確保するために、学長に対する報告義務があります。筑波大学の場合は、単に兼業報酬等が100万円であるだけでなく、その会社と共同研究を行ったり、その会社から寄付金をもらったり、その会社の製品を大学が購入した場合

などに限って、報告義務があるとしています。これは、例えば兼業報酬が100万円以上である会社から、寄付金をもらっている場合に、責務相反、つまり、時間やエネルギーをその会社に使すぎるとか、狭義の利益相反、すなわち、その会社の利益のために大学の設備を使ったりして便宜を図っているのではないかと世間から疑惑を持たれるおそれがあり、そのようなときに、大学が、きちんと本人から報告を受けていて承知していることだから、そのような心配がないことを説明することができるようにしよう、というものです。つまり、利益相反マネジメントとは、世間から疑惑を持たれないように、大学が、教員と大学自身を守るためのものです。それも、兼業報酬や特許権等の譲渡利益等が合計して、年間100万円未満であれば、何も報告の義務はありません。以上が利益相反マネジメントの狙いと報告義務のある範囲についての説明であり、筑波大学の場合は他大学に比較して、報告義務の範囲が限定されたものとなっています。

なお、大学発ベンチャーに関係している教員は、当該ベンチャーから寄付金を受入れる場合の大学の審査には関与しないことも重要です。

17. 大学発ベンチャーが成功した場合の問題

Q17

職務発明について、発明者に返還された特許を基に設立した大学発ベンチャーが、成功して多額の収益を上げた場合に、利益相反との関係はどのように考えればよいでしょうか。

A17

筑波大学では、個人保有の特許を基に起業した大学発ベンチャーと利益相反の関係については、次のことがなければ利益相反の問題は起きないと考えます。「大学発ベンチャーと筑波大学との間に、共同研究、受託研究、奨学寄附金、又は製品の納入の関係があること。」

もし、上記の関係が起きたとしても、

1. 大学発ベンチャーに関与している教員の兼業の手続きがきちんと行われていること、
2. 筑波大学との間の特許を受ける権利の返還契約に明記されているように、費

用を上回る収益があった場合に、その25%を10年間大学に入れること、

がなされれば、世間の理解も得られ、透明性も確保できるので問題はありません。ただし、上記の「」に該当することがあり、かつ、1年間の兼業あるいは特許権等の収益が100万円以上であるときや未公開株式を1株でも保有している場合等には、学長に対して報告する義務があります。これらのことがきちんに行われれば、何の問題もなく、むしろ、産学連携の成功事例として、筑波大学の成果の一つとなり、本学にとっても大きな利益となります。

18. 大学発ベンチャーの役員としての平日の講演時の兼業手続き

Q18

私は大学発ベンチャーの代表取締役社長をしており、その兼業の承認は受けているが、講演に行く場合、特に、平日に依頼されることも多いので、平日に講演に行くことは、この役員兼業の承認の中に含まれているのかどうか。ちなみに、役員兼業については、当該大学発ベンチャーの業務を、平日の勤務時間外又は土日に行くことで申請し、承認を受けています。

A18

本事例の場合、兼業については、講演に出かけることも代表取締役の職務として兼業申請書に明記されているので、この点は問題がありません。ただし、同じ申請書の中で、代表取締役としての職務については勤務時間外に行うことが明記されているので、平日に講

師として出かける場合には、この兼業承認の範囲を超えるおそれがあります。したがって、講演についても個別に兼業の承認を得ておくようにすれば、代表取締役としての兼業承認の範囲を超えているのではないかという懸念を払拭することができます。

19. 大学発ベンチャーの貿易上の留意点

Q19

大学発ベンチャーの製品を外国も含めて販売する場合には、どのような制限が付きますか。

A19

外国に製品を販売する場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の規制を受ける場合があることに留意しなければなりません。外国為替及び外国貿易法 48 条 1 項に基づき、「特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物を輸出しようとする者」は、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。特定の仕向地や特定の種類の貨物については、政令である輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）の別表第 1 で、大枠が定められています。

技術の提供を目的とする取引については、次の二つの場合が規制されています。

1. 外国為替及び外国貿易法 25 条 1 項（前段）に基づき、特定の種類の貨物の設

計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者は、経済産業大臣の許可（役務取引許可）を受ける必要があります。

2. 外国為替及び外国貿易法 25 条 1 項（後段）に基づき、特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、経済産業大臣の許可（役務取引許可）を受ける必要があります。特定技術や特定国については、政令である外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）の別表で、大枠が定められています。

共同研究（受託研究）

II-A

20. 共同研究成果に関わる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表

Q20

共同研究の相手方企業が、共同研究成果に関わる商品に大学の名称、大学の写真を使用したり、教員のコメントを発表したいといっています。どのような制限がありますか。

A20

本学と企業との共同研究成果を、企業が商業的に使用することに関しては、本学の名称及び校章や本学教員の職名が特定の商品の宣伝に使用され、それにより本学や本学教員に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあり、極めて慎重に対処する必要があります。また、他方では、企業との共同研究は、本学にとって社会や企業のニーズを直接知るよい機会となり、研究の機会の拡充につながることも、教育上の意義をも有するものです。

まず、企業が筑波大学と共同研究を行い、その成果に基づいて製品を開発して販売しようとした場合については、企業によっては販売促進のためその製品に「この製品は、筑波大学と共同で開発してつくられた」という趣旨の記載を希望する場合があります。このように、本学と企業との共同で製品が開発された場合に、当該製品にその旨記載することについては、以下の理由により認めて差支えないものと考えられます。

1. 当該製品が本学と企業との共同開発の成果である場合に、そのことを企業の製品に記載することは、事実を記載しているものであること。
2. 本学の研究成果を通じた社会貢献の実態を広く世間に知らせることとなり、本学にとっても有益であること。
3. 当該製品の販売は企業による本学の研究成果の利用であって、世間から見た場合に本学が直接営利事業を行っているとお受けられるおそれは少ないこと。
4. 本学の立場は製造業者等とは明確に区別され、製造物責任法による責任等を本学が直接負う結果とはならないこと。

企業による筑波大学の名称使用を認める場合の条件については以下のとおりです。

- (1) 本学と企業による共同開発であること、かつ、共同研究契約書において、

その旨が明記されていること。

- (2) 本学と企業との間で締結する技術移転契約において、筑波大学と企業との共同開発という趣旨の記載を製品に付することを認めること、また、その具体的な表記の仕方については両者で協議の上決定することを明記すること。
- (3) 共同開発である旨の記載については、本学から企業への特許・ノウハウ等の技術移転料の中に含めて使用料を取ることを。

(以上、「企業による筑波大学の名称使用について」(平成18年7月20日付け運営会議了承済)より)

これに対して、製品に対する筑波大学の関与が単なる効果検証(計測・測定及び分析・検証等)である場合には、たとえそれが本学と企業との共同研究として行われたとしても、その場合には、以下の「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用に関して」の4つの条件が適用されることとなります。つまり、製品に対する筑波大学の関与が単なる効果検証(計測・測定及び分析・検証等)である場合には、共同研究成果報告書(実績報告書に同じ。)に記載された科学的検証結果を企業が商品の宣伝広告物に記載することを認め、それについて特段の料金を取ることはないが、下記(1)から(4)までに記載したような厳しい条件が課されることになるということです。この場合、下記(1)は特記されていることから、(2)の本学の名称使用禁止の例外となり、(2)は、それ以外の場合における本学の名称等の使用を認めない趣旨です。共同研究成果報告書(実績報告書)に基づく記載の仕方としては、例えば「筑波大学(〇〇系〇〇教授)との共同研究によれば、この製品に関して、以下の実験結果が出ています。以下実験結果を記載」のようになります。

共同研究の相手方からこのような申出が

あった場合は、筑波大学と事前に協議し、筑波大学が認めた表記方法で行う必要があります。

「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用に関して」

- (1) 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤解

- を与える使用の仕方をしてはならない。
 - (2) 企業は、特定の商品の宣伝のため本学の名称や校章を使用してはならない。
 - (3) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
 - (4) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。
- (以上、平成 17 年 12 月 7 日付け利益相反防止委員会決定より)

21. 効果検証の受託研究に関わる大学の名称使用

Q21

企業から農産物の成分の効果検証に関する受託研究の申込みがありました。受託研究の終了後、企業側は、受託研究の成果である研究データを何らかの形で「筑波大学の研究データ」として外部に公表したいとの意向です。

- 1. 「共同研究」の成果に係る大学の名称使用の制限等については、本誌 Q&A の No. 20 に掲載されていますが、「受託研究」の場合もこれが準用されますか。
- 2. 大学の名称使用を許可する場合には、「使用料」を取るべきでしょうか。

A21

- 1. 「共同研究」の成果に係る大学の名称使用の制限等の「受託研究」への準用について

本誌 Q&A の No. 20 の回答では、「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用」を取り上げています。企業から依頼された効果検証に係る研究に関しては、共同研究の形態の外、当然受託研究による研究の遂行も予想され、したがって、効果検証に関しては、この Q20 の回答を受託研究にも類推適用することができます。

- 2. 効果検証の場合の成果の商業的使用の名称使用料について

Q&A 20 の中で、大学の名称使用について使用料を取ることを想定しているのは、本学が企業と特定の製品を共同開発した場合であって、この場合には、企業が製品を製作・販売するにあたって本学から企業への技術移転が行われているはずであり、したがって、この技術移転料（特許権のロイヤリティ収入など）の中に大学の名称使用料も含めて取ることとしています。

しかるに、本件の場合は、農産物の成分の効果検証が研究テーマであり、製品の共同開発ではありません。この場合に関しては、Q&A20 に「(受託研究) 成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める」旨記載されています。

企業が支払う受託研究費は本学が行う研究に必要な経費であり、その研究成果を商品の宣伝広告物に科学的に正確に記載するのであれば、それは受託研究費の効果として企業が享受できるものであり、当該行為（受託研究の成果を広告宣伝物に記載すること）の対価は企業が支払った受託研究費の中に含まれていると考えられるので、この場合には、本学の名称使用に関してさらに使用料を取ることは想定していません。

なお、上記のような形態で本学の名称を使用しようとする場合は、必ず事前にその案を本学に提示し、協議の機会を設けるようにすることが必要です。

22. 共同研究の成果である試作品への名称使用

Q22

企業との共同研究（経費無・分担型）でサプリメントの開発をし、その成果物である試作品に本学の名称を使用してもよいでしょうか。現段階では商品化されておらず、無料、非売品で、スポーツ選手向けに配布する予定です。この製品には、会社名及び品名のほか、赤で囲まれているロゴ（「SPORTS R&D」 UNIVERSITY of TSUKUBA との記載あり。）のように、本学の名称が使用されています。

A22

本学と企業との間で締結された共同研究契約書によれば、企業との間で研究成果のフィードバックを行いながら研究開発が行われてきたものと推測され、したがって、その成果物に関しては、平成 18 年 7 月 20 日付け指針「企業による筑波大学の名称使用について」（運営会議了承済）（本誌 Q&A No.20 参照）による、本学と企業が共同開発した製品に該当すると考えられます。しかしながら、本製品は現段階では商品化されていないので、この指針の直接の適用はありませんが、その趣旨に沿って今回の件についても判断するべきも

のと考えます。すなわち、本学と企業が共同で開発した製品に本学の名称が記載されることは、本学の研究成果を通じた社会貢献の実態を広く世間に知らせることとなり、本学にとっても有益です。企業により無償配布される製品における本学名称の記載の仕方について指針等は存在しないが、現在記載されている仕方です。特に問題があるとは思いません。

今後本件製品が企業により商業化される場合には、前記指針の履行とも関係するので、担当部署は、再度利益相反アドバイザーと協議してください。

23. 成果物の無償配布時の名称使用等

Q23

株式会社 A が共同研究の成果物有体物（特許出願中）由来の物質 B（特許出願中）を、OEM 先に素材として移転して製品 C を製造させ、これを全量買い取って、本年の株主総会で株主に無償配布するという企画を提案してきました。製品 C の配布時に筑波大学との共同研究について簡単な説明宣伝の資料をつけたいと思います。本件について利益相反問題とパブリシティ権について整理をしたいと考えます。

A23

本件は、共同研究を行った教授のパブリシティ権についても問題にされているようですが、これについては以下のように考えます。

国立大学法人の教員である教授の人格権の一部としてのパブリシティ権については、学術又は非営利の分野での事柄に関しては、個々の教員の判断が第一に尊重され、通常はそれに従って最終決定がなされるものと考えます。

なぜなら、大学教員の場合、学術又は非営利の分野での活動の場合、教員個人の専門的

業績に関する評価又は信用と密接に結びついており、したがって、学問の自由が保障される専門分野での研究活動とも不可分に繋がっており、換言すれば、教員個人の研究の自由の一部としての発表の自由（発表するかどうか、どのような発表の仕方をするかについての自由）と表裏の関係にあるとも考えられるからです。その結果、教員個人の判断が第一に尊重されるべきであるということになります。

これに対して、営利の分野での事柄に関し

ては、教員個人のパブリシティ権が認められるのは当然のこととして、それだけではなく、そこでは、大学自身の名誉や信用が危険に曝される可能性がありますので、大学の判断が求められるべきものと考えます。このため、「企業による筑波大学の名称使用について」（平成18年7月20日 運営会議了承済）（本誌Q&A No.20 参照）にありますように、一定の手続きや要件が求められることとなります。（大学の判断が求められるというのは人格権の一種として認められているパブリシティ権の問題でないのは明らかであり、通常このような場合に関しては、商標法や不正競争防止法に基づく保護等が考えられるが、実務的にはそれ以前に共同研究契約や技術移転契約等においてその根拠を規定しておくべきものです。）以上の結果、本件については、以下のよう
に考えられます。

1. 利益相反の問題として考えた場合には、本件は、株式会社Aと本学教員との間での「共同研究時に筑波大学保有の成果有体物を株式会社Aへ貸与し、大量生産及びシステム化技術を指導し、継続的に当該物質Bの回収を可能にした」ことから、抽出された物質Bを株式会社Aから別のメーカーに提

供して製品CがOEM生産されるものであるもので、現在明らかとなっている事柄の範囲内では、特に利益相反の問題は起きていません。ただし、仮の問題として、当該別のメーカーが薬事法上必要とされる臨床試験を本学附属病院に委託してきた場合には、利益相反問題が起こり得る可能性があります。

2. 製品Cの「説明宣伝」の記載については、担当教授が当該有体物を発見したこと及びその指導によって物質Bを抽出したことは事実であり、また、それは共同研究の成果であると考えられるので、このような事実関係を宣伝資料にそのまま記載することは認められません。ただし、商品の販売（無償提供を含め）に関連して本学の名称が使用されることとなるので、「企業による筑波大学の名称使用について」（平成18年7月20日 運営会議了承済）（本誌Q&A No.20 参照）にあるように、相手方企業との間で出願中の特許に関して実施許諾契約を締結し、その中で、技術移転料に含めて名称使用料を取ることが必要になります。

24. 共同研究実施中の宣伝

Q24

A社から筑波大学へ食品成分の機能解析についての共同研究の申込みがありました。共同研究開始後に宣伝効果を狙って、例えば試供品の瓶に「筑波大学と共同研究中」といったラベルを貼ってもよいのでしょうか。

A24

「筑波大学と共同研究中」と書く際には、その前に「〇〇について」という文言を入れたいといってくる可能性が高い。そうでなければ宣伝にならないからです。しかし、このように「〇〇について筑波大学と共同研究中」と書くことについては、以下のように問題があります。

1. この「〇〇について」は、「栄養機能食品」の成分のことをいっているのか、あるいは、「特定保健用食品」のこと

をいっているのか不明で、それによって考え方が異なってきます。後者に関しては、健康増進法（平成14年法律第103号）の規定により、消費者庁長官の許可を取らなければ記載することが認められないことになっています。

2. 「〇〇について筑波大学と共同研究中」という記載は、一見事実であり問題のないように見えますが、それについて「筑波大学と共同研究中」であると

記載することによって、消費者にあたかもこの「〇〇について」効能がある、あるいは、成分として含んでいることが間もなく事実として証明されるかのように誤解されるおそれがないとはいえません。少なくともこのように記載したいということは、消費者に誤解されることを期待していると受取られても仕方がありません。

3. 「〇〇について」が特定保健用成分についていっている場合は、上記「2」の理由により、健康増進法の規定に対する一種の脱法行為として認められません。また、「〇〇について」が栄養機能成分のことをいっている場合には、筑波大学の方針として、結果が出ないかもしれないことを結果が出る前に筑波大学の名称を付して記載することは認められないということになります。

以上のように、結論としては、認められない、というのが対処となります。なお、一般に共同研究実施中の宣伝について整理すると次のような見解となります。

- (1) 本学と企業が共同研究を実施しそれが進行中（まだ成果が出るかどうか不明）の段階で、当該企業が特定の商品の販売促進用広告物にその商品に関連する共同研究を本学との間で遂行中であることを掲載することは、理論的に考えても、その共同研究と当該特定商品との関係が判明していないので、通常あり得ません。
- (2) これに対して、企業が本学との共同研

究を開始したこと、あるいは、遂行中であることを、プレスリリースに掲載したり、会社のホームページや会社そのものの紹介パンフレットに掲載したりすることは、通常あり得ることであり、本学としてもこれまで認めてきました。

- (3) これまで本学における企業との共同研究成果の取扱いに関しては、効果検証の場合の平成17年12月7日付け利益相反防止委員会決定と、本学と企業との間の製品の共同開発の場合の平成18年7月20日付け運営会議了承済「企業による筑波大学の名称使用について」が存在します（本誌 Q&A No.20 参照）。これらは、いずれも、共同研究が終了し、一定の成果が出た段階で、その成果に関して、効果検証の場合は、厳格に共同研究成果報告書に基づき科学的事実を記載することを認め、本学と企業による共同開発の場合は、むしろ積極的に共同開発の事実を特定の商品の広告物に記載することを認めています。この両者の基準に共通するのは、筑波大学の名称使用に関しては、本学が責任を負うことのできる事項とその範囲が明確な場合にのみそれを認める、という考え方です。共同研究が終了して一定の成果の出た後に、その事実を科学的にパンフレット等に掲載することは、十分にあり得ます。
- (4) 結論として、共同研究が現在進行中である場合には、広告宣伝物に筑波大学の名称を使用することを認めることはできません。

25. 共同研究の成果である商品における「監修」の使用

Q25

共同研究の成果である商品に「筑波大学〇〇講師監修」と記載することは問題がありますか。この共同研究においては、既に商品のアイデアについては企業側で特許申請をしており、教員側は解析アルゴリズムと実運用についての共同研究を実施したものです。

A25

当該共同研究による本学教員の関与は、「解析アルゴリズム及び実運用」に関する研究に限定されたものです。これに対して「監修」とは、商品全体に対して専門的知見の下にその品質に対して一定の保証を与える行為であると認められます。したがって、商品に「筑波大学〇〇講師監修」と記載することは、実態と齟齬を来しており、本学として認めることはできません。

なお、一般に、本件のような利害関係者からの依頼を受けて「監修」を行おうとする場合には、倫理監督者の承認を得なければなら

ないことが本学職員倫理規則に定められています。本件の場合、報酬の支払いがなければ、同規則の直接の適用は受けませんが、同規則の趣旨からいえば、無報酬のケースについても、慎重に対応することが求められているといえます。このような観点からすれば、本件は、上記記載のとおり、「監修」の実態がないのにも拘らず商品に「筑波大学〇〇講師監修」と謳おうとするものであり、事実上反する行為であり、本学として認めることはできません。

26. 共同研究において大学の施設を使用する企業の名称使用

Q26

筑波大学発ベンチャー A 株式会社から医師主導臨床研究に関する共同研究の申込みがあり、臨床研究の実施の許可を得ました。A 株式会社は本学病院内に自費で設備投資して、ワクチン製造設備を整備します。筑波大学は、病院施設の使用について、施設利用委員会で承認の上施設を提供することになりました。A 株式会社の経費負担については、光熱費の一部として年間 10 万円を求めます。同社から、本共同研究に基づき、ホームページで、上記大学内設備を「A 株式会社筑波大病院ラボ」と呼称し、また、当該共同研究の A 株式会社側担当者一人を「A (株) 筑波大病院ラボ長」と称したい旨、提案がありました。支障ないでしょうか。

A26

本件については、共同研究に関する学内規則及び規程によれば、以下の理由により「A 株式会社筑波大病院ラボ」の呼称は認められないと解釈せざるを得ません。

1. 本件は、A 株式会社と筑波大学の共同研究であり、しかも、共同研究申込書によれば、企業側の研究実施場所の記載がないことから、大学において研究を実施するものであるため、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成 16 年法人規則第 41 号）2 条 2

号アに規定する「法人における共同研究」に該当します。

2. 上記「1」によれば研究実施場所が筑波大学附属病院内であり、しかも、「法人における共同研究」であることから、研究の実施主体は筑波大学の教員となります。そこに A 株式会社の研究者が参加することができるが、その場合には、国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成 16 年法人規程第 45 号）9 条の規定により、企業等に属する研

- 研究者を受入れる場合は、「企業等共同研究員」として受入れることとなり、かつ、研究員ごとに研究料年額43万2千円を筑波大学に納付することが必要となります。(同規程10条1項)
3. 上記の場合に、A株式会社から研究設備の受入れがあったとしても、それはあくまでも筑波大学の施設内に企業から研究設備を受入れたものであり、共同研究において通常行われていることです。(同規程12条4項)
4. 上記を勘案すれば、筑波大学附属病院内のラボと称するものは、あくまでも筑波大学の固有の施設であり、筑波大学の施設内において、企業等に属する研究員が本学共同研究規程に基づき「企業等共同研究員」として共同研究に従事したとしても、当該施設名に企業名を冠することはその根拠がなく、したがって、「A株式会社筑波大病院ラボ」や「A(株)筑波大病院ラボ長」の呼称は認めることができません。

奨学寄附金

II-B

27. 奨学寄附金の受領と商品の宣伝コメント

Q27

これまで筑波大学教員として、A株式会社から、ある研究のために使用することを目的として奨学寄附金の提供を受けていました。この研究の成果は、学会でも発表しています。その発表は、A社製の商品を用いて、その商品使用による効果を明らかにしたものです。このA社製商品の推薦文を、所属・専攻・職種を記載して顔写真入りで、「販売促進用チラシ」、「雑誌広告」、「商品パンフレット」に掲載したいという依頼がありました。このようなことは可能かどうか、また、問題がないかどうか。

A27

本件については共同研究契約が存在せず、特定の企業から奨学寄附金が提供されたに過ぎません。そもそも奨学寄附金は、学外の個人や団体から本学にあてた一方的な寄付であり、片務的なものであって、本学として寄付金をその趣旨に従って使用する以外の何らの義務も存在しません。したがって、企業側は、奨学寄附金によって行われた研究の成果を商品の宣伝等に当然に利用することができるのではなく、利用しようとする場合は、別途本学との間で利用許諾契約が必要となるものです。

また、これが仮に奨学寄附金でなく共同研究による成果だとしても、上記「Q&A No.20」にあるように、共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に筑波大学の名称等を記載することを認めるが、それにより本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならないとし

ています。特に、以下の(1)～(3)の項目が遵守されなければなりません。このような定めをしているのは、本学の名称及び校章や本学教員の職名が特定の商品の宣伝に使用され、それにより本学や本学教員に対する社会的信用が損なわれるおそれがあることによるものです。

- (1) 企業は、特定の商品の宣伝のため本学の名称や校章を使用してはならない。
- (2) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方でも特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
- (3) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方でも共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

上記の理由により、結論として、本件質問に記載されている文章を本学教員のコメントとして掲載することは認められません。

28. 使用中の機器についての宣伝コメント

Q28

企業からある情報機器を使ってみてほしいといわれました。宣伝用のチラシなどで、筑波大学で使用されていることを書きたいそうです。ソフトウェアやシステムなどで、「利用実績：〇〇大学、筑波大学、…」などとパンフレットに書かれていることはよくあるので、大きな問題はなさそうには思います。その機器が寄付されたものだったらどうですか。自分のコメントを載せてもよいものでしょうか。

A28

まず基本的には、筑波大学が国立大学法人として公的性格を有していることから、筑波大学の名称を合理的な理由なく商品宣伝に使用することは認められません。合理的な理由がある場合とは、例えば、以下の場合が考えられます。

1. 筑波大学と企業が共同で研究開発した製品又は筑波大学からの技術移転により研究開発された製品の宣伝を行う場合

このような場合は、もともと当該製品に対して筑波大学が責任を負わなければならないと考えられ、また、当該製品の宣伝を筑波大学の名称を使って行うことは大学の研究成果が実際に製品として使われていることを広く社会に対して提示することになり、大学としても望ましいといえるからです。

2. 筑波大学が正式な手続きにより購入した製品について企業が納入実績として公表する場合

このような場合は、筑波大学が当該製品を購入したことは事実であり、企業は単にその事実を対外的に公表したに過ぎず、また、このようなことは一般にビジネスの慣行として行われているので、特に、問題はないといえるでしょう。

これに対して、企業が当該製品を特定の研究室に寄付し、それを当該企業が筑波大学での使用実績として公開した場合はどうかという問題があります。

大学が設備・機械・装置などの寄付を企業から受けること自体は本学の寄附金等取扱規程でも想定されており、できないことはありません。この場合に重要なことは、設備等を個人的に受取った場合でも必ずそれを大学に再寄付するなど、学内規程に従った正式の手続きを取っておく必要があります。そうでないと、個人的な利得と受取られ、それを大

学で使用すること自体問題であるし、さらに当該企業から多額の設備等と同じ研究室で購入した場合などは賄賂と受取られかねないという懸念が生じたり、税金の問題が生じたり、あるいは、公正な競争が阻害されているという判断がなされる心配もあります。

このように寄付する側の企業と大学が特別の関係にないような場合は、当該企業から設備等の寄付を受けることは差支えないと判断されます。そうした場合に、企業が筑波大学に対する寄付や使用実績について、単に事実を記載するのであれば問題ないといえます。

ただし、一般に「ただほど高いものはない」といわれるように、後々問題が生じる懸念がないとはいえません。例えば、当該製品を実際に使ってみると欠陥があり、寄付を受けたけれど筑波大学の研究室では実際の使用はほとんど行われず、かつ、それにもかかわらず「筑波大学での使用実績」という記載をそのまましておいたというような場合は、筑波大学の使用実績を信用して購入したユーザーから見ると筑波大学の対応は不誠実だと受取られ、大学の信用が損なわれる可能性がないとはいえませんからです。

したがって、設備等を寄付しようという企業との間に特別の関係がなく、かつ、当該設備等の性能も信頼できる場合であれば、寄付を受けることに問題はないと考えられますが、そうでなければ一般的には設備等の寄付を受けることは避けることが望ましいといえます。

また、いずれの場合であっても、筑波大学の教員が特定の製品の宣伝に使用されることがわかっていながらコメントを出すことは、公的性格を持つ国立大学法人の教員として決して認められることではないので、留意する必要があります。

29. 販促用教育 DVD への出演

|Q29|

A 株式会社から、本学附属病院で導入している機器を使用した手技・講義を撮影し、教育用 DVD を作成し、本院を含めた医療機関へ無償で配付したい旨の依頼がありました。DVD に出演する医師には謝金が支払われます。この DVD は本学の他に、五つの私大病院・民間病院との合作です。目的は教育用 DVD の作成ですが、反面、企業の製品の宣伝用ビデオでもあります。認めてよいのでしょうか。

|A29|

本件 DVD は A 株式会社の機器の販促用の DVD であり、筑波大学において当該商品を利用した手技や講義を行ってそれらを撮影し、他の医療機関に配付することについては、以下の問題があり、認められません。

1. 教員個人が報酬を得て行う兼業は本来私的な活動であるので、その活動を大学の中で行うことは認められません。すなわち、私的な活動である兼業活動に大学の施設設備を使用することはできません。(これに関しては、例えばある国立大学の事例で、2000 年、医学部教授が外部の医療機関からの依頼により大学の設備を使用して腫瘍の良悪の診断をして報酬を得ていたことが

判明したことで、顕微鏡などの学内施設の使用料約 45 万円を大学に納めることになった事件があります。)

2. 撮影が大学内で行われることにより、本件医療機器の販売促進に筑波大学が関わっている、ひいては当該医療機器を筑波大学が推奨しているという、間違った印象を外部に与えるおそれがあるため、実際には本学が推奨しているという事実はなくとも、アピアランスを重視して問題が深刻化する以前に予防措置に努めるといふ、利益相反マネジメントの考え方に基づいても、本件事案は認められません。

大学発ベンチャー

30. 大学発ベンチャーの役員としての講演時の大学の身分の表示

|Q30|

私は大学発ベンチャーの代表をしており、全国の地方自治体や団体等から毎年数多くの講演を依頼されます。この場合、自治体等で、講師の紹介に筑波大学教員の名前を使いたいといっているが、それは問題ないでしょうか。また、講演謝金については、まだ利益の上がない大学発ベンチャーに入るようにしたいと考えています。

|A30|

大学発ベンチャーとの関係の問題については、地方自治体や団体等から、大学発ベンチャーに宛てて講演依頼を出してもらおうようにし、したがって、講演謝金は当該大学発ベンチャーに支払ってもらおうように依頼するとよいでしょう。本件は個人的な利益を得よう

とするのではなく、逆に、まだ経営未熟な大学発ベンチャーに入金したいということですから、利益相反問題は生じにくいといえます。なお、この場合、講師紹介などでは、筑波大学教員と株式会社〇〇代表取締役社長等を併記することは、問題ありません。

31. DVD 著作物の推薦文

Q31

自分も企業に対する助言・指導などで関与して開発した DVD 著作物の宣伝チラシに「筑波大学教授〇〇」として推薦の言葉をチラシに掲載することは利益相反の点で問題があるでしょうか。これに問題がある場合、私は大学発ベンチャー「〇〇研究所」の所長を兼業していますが、「〇〇研究所所長」として推薦文を掲載することは可能ですか。筑波大学の名前は一切出しません。

A31

筑波大学と効果検証の共同研究成果についても以下の制限があります（本誌 Q&A No.20 参照）。

- (1) 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。
- (2) 企業は、特定の商品の宣伝のため本学の名称や校章を使用してはならない。
- (3) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
- (4) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

これは効果検証の場合の共同研究ですが、大学との契約に基づいたものであっても以上のような制限がありますから、まして、兼業により個人的な利益を得る関係である企業の

製品について商品チラシに筑波大学教授として推薦文を掲載することは認められないと考えます。

筑波大学の名称を一切使用せずに「〇〇研究所所長」として推薦するのであれば、推薦文を掲載することは可能です。ただし、こういう形態での推薦を濫用することは好ましいことではありません。なぜなら、この場合であっても、職務に関連している事柄で職務外において私的利益を得ることは、その内容の如何にもよりますが仮にそれが頻繁に行われれば、やはり職務の信用を損なうおそれを否定できないからです。広告媒体の性質（DVD やインターネットなど繰返し利用できるような媒体）や教員と企業との関係などを総合的に判断して、できる限り避けてくださいとアドバイスをする場合もあります。

今回は別としても、今後は、このようなケースでは、大学と出版社等との間で、共同研究契約又は学術指導契約を締結して、すべてを公的關係としてオープンにして実施していくことが望ましいといえます。

32. 卒業生が開業した医院の宣伝

Q32

医学群卒業生が私的に開業した個人病院を筑波大学の商標を使用して宣伝をしたいと考えている場合、許可しますか。許可するとしたら使用料は取りますか。

A32

1. 筑波大学の保有する登録商標は、現段階では極めて少数です。これらは、次の2種類に分類されます。

(1) 筑波大学の研究成果に関連した登録商標

(2) 筑波大学の校章

上記のうち、(1)については、筑波大学の研究成果に関連した名称について、主として防衛的な意図で商標登録していますので、筑波大学の当該研究成果に関連しないものについて、第三者に使用を許可することはありません。(筑波大学の当該研究成果に関連したものについて第三者に使用を許可した事例は、これまでにありません。)

(2)については、筑波大学の校章のみを商標登録しています。校章に関しては、筑波大学学生後援会である「紫峰会」(筑波大学の在学生の保護者の会で、会費で運営。筑波大学とは別の組織。)と筑波大学が契約を締結して、校章の使用を許可しています。

上記の(2)以外に、筑波大学の登録商標を使用許可した事例はなく、また、今後もないと考えます。日本では、医療

法において医業の広告には厳しい規制が課されています。医療法に基づく厚生労働省告示(平成19年厚生労働省告示第108号)によれば、医師の略歴を広告することは認められており、その中に出身校を掲載することはできますが、「一連の履歴を総合的に記載したもの」とされており(医療広告ガイドライン)、それを殊更に強調する広告はできないと解釈されますので、個人病院の名称に出身大学の商標を利用して広告することは認められていないと考えられます。

2. 上記の「1」の(2)については、筑波大学学生後援会に、筑波大学の関連グッズの販売を許可しています。筑波大学の関連グッズには筑波大学の校章を使用しますので、筑波大学学生後援会である「紫峰会」と筑波大学の間で「商標権使用許諾契約」を締結して、登録商標である校章の使用を許可しています。「紫峰会」は、筑波大学の在学生の支援を行うことを目的とした非営利の団体ですので、筑波大学としては、無償で校章を使用することを認めています。使用料は取っていません。

33. 販売目的のプログラム開発のための授業での利用

Q33

あるソフトウェアを大学の業務とは全く無関係に個人的に開発しています。これは、現段階で販売する業者も決まっていますが、開発段階で授業に本プログラムを活用することに問題はありますか。

A33

このソフトウェアの開発は、特定の企業のために行われるものであり、このような研究開発を企業との間で、大学の資源を用いて勤務時間中に私的に行うことは許されません。(ある国立大学の医学の教授が企業からの委託研究を私的に行ったなどの理由により懲戒解雇された事例が 2006 年に起きています。) 開発段階で授業に利用するのであれば、以下の手続きを経てください。

- ①企業と受託研究契約を締結して大学の本務として教材開発の研究を行う。
- ②この結果出来上がったデジタル・コンテンツの著作権については、本学知的財産規則の規定により、大学へ譲渡を申出る。
- ③プログラムの販売等の契約は大学と企業とが行い、それにより得た利益は学内規程によって教員に配分される。

34. ソフトウェアの企業による有償利用

Q34

我々教職員のグループで作成したプログラムについて、A社から欲しいという問い合わせがきています。A社からは、個別のプログラムについて、個別に契約を結ぶような形ではなく、我々の研究室がこれまでに蓄積してきたプログラム知財を包括的に参照できるような契約を結べるならば、その方が有難い、といわれています。このような包括的な契約を企業と締結することの可能性についてうかがいたい。

A34

包括契約の件については、以下のように考えます。

1. 包括契約の内容が、「我々の研究室がこれまでに蓄積してきたプログラム知財を包括的に参照できるような契約」ということであれば、それはもちろん可能です。その場合に、例えば、包括契約の内容が、特定の研究室が将来生み出す、すべてのプログラムも対象とするとなると、そこまで将来のことを制約する契約を締結することが、研究室にとっても、あるいは、大学にとってもよいことかどうかを改めて検討する必要があります。もちろん、この場合でも肯定的な判断を下す可能性はあります。
2. 同様に、包括契約の内容がこれまでのプログラムをすべて独占的に使用でき

るという内容である場合も、その利害得失を検討する必要があります。大学の立場からいえば、どこかが独占するのではなく、広く使ってもらうことが理想的ですが、他社も含めて独占的使用を認めるのでなければ使われないという事情がある場合などは、独占的使用を認める可能性はあります。

3. 「プログラムを包括的に参照できるような契約」というのは、おそらく A 社として、使用の許諾を求めるかどうかの判断を行うことができる機会を確保したいという趣旨であると思われるので、そのこと自体は問題がないと考えます。その上で、特定のものについて独占的実施許諾を受けたいといった場合はどうするか、その場合には、上記 2. と同様の問題が起こり得ます。

35. 国の補助金（科研費）による成果物の出版・販売

Q35

現在科研費の研究課題に取り組んでいるが、成果物としてワークブック形式のテキストを作り、そのテキストを使って次の研究課題を設定しようと考えています。そうすると、例えば科研費でその課題遂行のために、自著のテキストを購入するような形になります。当然、その分の印税が、自分に入ることになるので、そのような形で研究を行ってよいものでしょうか。

A35

問題は二つあります。

利益を受けることは認められない、というのが国の補助金の原則です。

1. 第一の問題は、科研費の研究成果をそのまま市販の出版物として出版することです。科研費は国の補助金であり、それにより直接的に、かつ、私的に利益を得ることは許されません。このことは大学教員、特に人文社会科学系の教員には理解されにくく、稀に市販の出版物に「これは〇〇年度文部科学省科学研究費補助金の成果です」と記載している例がないとはいえませんが、そのような場合で露見することがあれば、是正するよう当局から厳しく指導されることがあります。これに関連して、日本学術振興会の科研費の補助条件には以下の記載がありますが、この規定は、国の補助金から私的に利益を得ることが認められないことを示しています。

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/data/26_dl/26_kikin01_rule.pdf

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）＜「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(B)」(平成23年度以降に採択された研究課題)及び「基盤研究(B)」、「若手研究(A)」(平成24年度以降に採択された配分総額500万円以下の研究課題)＞」

【収入の取扱】

3-14 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。」

つまり、国の補助金に関連して私的に

2. したがって、同じ考え方により、二つの問題、すなわち自分の出版物を科研費により購入して印税を得ることも認められません。

このような場合のやり方は、従前から次のとおり取扱うこととなっています。つまり、科研費の研究成果は、市販の出版物ではなく、科研費の印刷費により印刷した研究成果報告書として刊行することになります。（当然のことながら、研究成果公開促進費補助金は別。）

したがって、ワークブックも当面必要な分は科研費の印刷費により印刷することがルールです。このようにすると、例えば、科研費の100万円で購入することを前提として出版社が出版を引受けていたので出版に支障が出る、ということもあるいはあり得えます。しかし、国の補助金（国民の税金）を使って研究をする以上、ルールにしたがってやらなければなりません。仮に、質問者のようなやり方でやると、将来重大な問題になりかねません。

また、ワークブックを出版する場合は、科研費の成果物をそのままではなく、そのアイデアを元にしても、それにかかなりの加筆をした別の出版物として出版する必要があります。

いずれにしろ、質問者のようなやり方でやって後日科研費の監査や関係者の投書で露見した場合には、重大な責任に問われることになり、大学の懲戒処分の対象になることもないとはいえません。必ず国の補助金のルールにしたがったやり方でやるようにしてください。

36. 国の補助金（科研費）による成果を一部含む著作物の出版

Q36

助成団体の「著書出版助成」に採択され、著書を出版する予定があります。内容は、文部科学省の科研費の研究課題の手法や検討の際に扱う参考文献等が一部共通します。一方、両者の目的、主眼は異なり、当該著書とは別に科研費の研究成果を発表する予定があります。科研費の成果物と同一と取られる懸念を払拭するために留意しておくべきことを教えてください。

A36

学振研究者使用ルール（交付条件）の「収入の取扱」の項目は、仮に冊子体の科研費研究成果報告書をそのまま市販の刊行物として出版・販売して印税収入があった場合には該当する可能性があります。それは、両者が全くあるいはほとんど同一である場合に限られるものと考えます。

したがって、現在計画されているように、

市販の刊行物が、科研費の研究成果をもとにしているとはいえ、表題が異なり、内容についても科研費の研究成果に別の観点が付加えられ、また、取り上げ方についても科研費の場合とは異なる方向に焦点が当てられるなど、要するに両者が別の著作物として作成されることが予定されているのであれば、特に問題は生じないと考えます。

成果有体物

37. 成果有体物の販売

Q37

大学の設備を使って作成した標本の販売についての質問です。問題の標本の作製方法は、すでに昔に確立されたものですが、美しく仕上げるには、それなりのコツ、ノウハウがあります。これに関して、当時雇用されていた非常勤職員が、いろいろ試行錯誤を繰り返して工夫してきました。彼らの方法で作成した作品はたいへん評判が高いものです。ただし、方法については、彼らの著書などにもすでに詳細に記されており、現在は誰でも行うことができるので、特許には該当しないと思われる。問題は、現在も働いている非常勤職員に、その標本を是非販売してくれという要請が国内外から数多くきていることです。価格は大きさや美しさにより、1枚数千円から数万円と様々です。当該非常勤職員は、現在、大学の非常勤職員としての勤務のほか、自宅を研究所にして活動をしています。作品の売買に関して、その研究所としての活動で行う分には何ら大学に問題が生じないと思われる。ただし、非常勤職員として大学で採集し、大学にて作成した作品がいくつか含まれています。これらに関して、権利をどのように扱ったらよいのか、また、これらの問題を、どのように処理したらよいのか。

A37

これは本学の規程にいう「成果有体物」に該当すると判断します。

本学には国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程（平成17年法人規程第37号）があります。標本がこの規程で定義する「成果

有体物」に該当することは問題ありませんが、「様々な形、色を用いることにより絵画的な作品として仕上げる場合」については多少疑問の余地もあります。しかし、この場合でも、同規程2条2項3号の「(3) 前2号に規定す

る創作又は取得に際し派生して創作又は取得されたもの」に該当するものと解釈され得ます。

これらの「成果有体物」の権利の帰属については、同規程3条に次のような規定があります。

(権利の帰属)

第3条 職員が研究開発その他の職務の過程において、法人の施設、設備又は経費を使用して創作又は取得した成果有体物については、原則として、法人に当該成果有体物に係る権利が帰属するものとする。

この規程でいう「職員」には、教員も技術系・事務系職員も含まれ、また、非常勤職員も含まれます。また、ここでいう「法人」とは国立大学法人筑波大学のことを指します。したがって、職員が職務の過程で大学の施設、設備又は経費を使用して製作した学術標本等の権利は、大学が持つとされているのです。

ただし、創作者が学術研究のために必要があると認めた場合は、自分の判断で無償（必要な実費を除く）により、他大学等の研究者に提供することができる（同規程5条）、とあります。

これは、従来アカデミアの世界で行われてきた慣行をそのまま尊重しようとする趣旨に

よるものです。

ただし、産業利用の場合については、原則有償とし、しかも企業等と大学の契約により提供を行うこととなります（同規程7条、8条）。

今回のケースについては、「非常勤職員として大学で採集し、大学にて作成した作品」については、同規程により所有権は大学にあると判断されます。それらが数点であれば、大学で保管をすることがよいと考えられますが、それらがかなりの点数にのぼり、しかもそれを購入したいという人たちがたくさんいるということであれば、それらを販売することも考えられます。その場合に、国立大学法人が直接販売することはできない（実習に伴う生産物売払いは、不用品の処分による経費の補てんとして認められています。）ので、どこか適当な業者と大学が契約をして販売委託をすることが考えられます。販売により大学が費やした費用を控除した後に10万円以上の収入があった場合は、創作者からの請求に基づいて発明等の場合に準じて創作者に実施補償金が支払われることとなります。これに関しては、収入が1億円以下の場合、大学と創作者が50%ずつ折半することとなります。（同規程11条、12条）

38. 兼業先からの奨学寄附金

Q38

株式会社Aとの間では、過去数回にわたり鑑定書の作成を行い、100万円以上の謝金を受取っています。この関係にある株式会社Aからさらに奨学寄附金を受取り、それらを財源として出張に出かけることについて問題がありますか。

A38

このケースは、過去に兼業による謝金を受取ったことがある企業から、今回奨学寄附金を受取ろうとする場合であり、形式的には利益相反規則に該当しないと考えられます。しかし、株式会社Aとの関係については、同一の企業との間で時間的に近接して、一方で鑑定書の作成を行い、他方で出張の財源としての奨学寄附金の提供を受けるということは、社会一般から見た場合に、当該鑑定書の科学的公正さに対する信頼を損ない、ひいては本学に対する社会的信頼を害するおそれがないとはいえず、すなわち、形式的には利益相反規則に該当しないとしても、実質的

にはその背後にある利益相反マネジメントの制度の趣旨、特に大学に対する社会的信頼を保持するという観点から見て問題があることは否定できません。したがって、今回株式会社Aからの奨学寄附金については、問題の事前回避を重視するという利益相反マネジメントの観点から、本学として受入れないとするのが望ましい対処法であると考えます。

なお、このことについては、本学利益相反規則6条2項に基づく学長による勧告ではありませんので職員等には従う法的義務はありませんが、尊重されることが望まれます。

39. 共同研究先への兼業

Q39

現在製薬会社A社と共同研究をしていますが、この研究の関係でA社は（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）に事前相談しつつさらに開発を進めたいと考えています。その際にA社もしくはPMDAに出向き、意見等を述べる会社側PMDA専門委員（専門家として指導・助言をする立場）に就任依頼をされました。本学の教員が企業の身分で、他の組織に対しても相談等を行うことには問題がありますか。また、共同研究契約を締結して同時に兼業ができるのでしょうか。兼業は学術指導契約にしたほうがよいでしょうか。

A39

1. 本学では、共同研究の相手方企業との間で一般的に兼業を禁止している規則はありませんが、本学の利益相反ポリシーや利益相反規則との関係でいえば、この場合には、共同研究や受託研究の内容によって、利益相反の問題が生じ得る可能性があります。

すなわち、企業から兼業報酬という個人的な利益を得ている事例で、研究の客観性や公正性が疑われるおそれのある共同研究や受託研究の場合、例えば、ある製品の効果検証を行う場合などにおいて

は、受領している兼業報酬の金額によっては、本学として、利益相反問題を回避するという観点から、兼業の辞退や共同研究等の中止を勧告することがないとはいえません。

今回のケースでいえば、本学とA社との共同研究契約書の目的・内容には、「動物実験による検証」との記載がありますが、これに関して、教員が兼業により個人的な利益を得ている場合には、その兼業報酬の金額にもよりますが、「動物実験による検証」の客観性や公正性に

に対する疑いを生じることがないとは言いきれませんが、

2. このような場合の対応として、ご指摘のように、学術指導契約とした場合には、個人的な収入にはならないので、上記「1」のような問題は回避できると考えます。(もともと、可能性はおそらく小さいと考えますが、PMDAの専門委員を委嘱する場合の基準である、寄付金・契約金等の受取実績が年度あたり500万円を超えないという目安(厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会「薬事分科会審議参加規程」(平成20年12月19日)参照)は考慮する必要があると考えます。

この場合には、仮に、本学の施設において同一研究課題の下で動物実験が行われるとすれば、A社との間で、共同研究契約を継続することと並行して、学術指導契約が締結されるものと理解します。

すなわち、本学施設において動物を使った試験を行う場合には、学術指導契約だけでは不十分で、あくまでも共同研究契約の継続が必要となります。

3. 以上は、A社との兼業の場合を想定したものです。すなわち、本学教員が、「申請者が指名する医学等の専門家」となる場合を想定したものであり、仮に、これがPMDAから委嘱される専門委員である場合には、当然「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」(平成20年12月)などのPMDAのルールに従うこととなります。

以上のように、結論としては、兼業ではなく、学術指導契約を締結するという選択であれば、本学の規則上の利益相反問題は回避し得る、ということになります。

- (1) 学術指導契約制度の基本的な考え方は、以下のとおりです。すなわち、従来大学教員が企業のコンサルティング業務に従事するのに「兼業」の制度が使われてきたが、この兼業の制度は教員の個人的な活動として処理され、また、その報酬も個人的利益として收受されてきたために、大学教員と企業との関係が世間から見た場合に不透明であり、その収入についても必ずしも世間の納得が得られていないものだった。このような兼業制度の欠陥を改め、すべてを大学が主体となる契約制度の下で透明化し、また、その費用についてもすべて大学の収入に入れることにより世間の疑惑を払拭しようとして新たに制定されたのが、「学術指導契約制度」です。したがって、学術指導契約

の考え方は、兼業により実施できる活動は学術指導契約により置き換えていくというものです。

- (2) 学術指導契約の根拠となるのは本学学術指導取扱規程だが、そこでは学術指導について次のように定義されています。

○国立大学法人筑波大学学術指導取扱規程(平成21年法人規程第44号)

(定義)

第2条 この法人規程において「学術指導」とは、企業等からの委託を受け、大学教員等(外部資金研究取扱規則第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって企業等の業務又は活動を支援するもので、これに要する費用を企業等が負担する技術指導、監修、コンサルティング等をいう。

端的にいえば、「学術指導とは、企業等からの委託を受け、専門的知識に基づき指導助言を行い、企業等の業務又は活動を支援するもの」ということとなります。今回委託される学術指導の内容は学術指導申込書によれば、「○○の専門家の立場からの指導、意見提示」というものであり、上記専門的知識に基づき指導助言を行う範囲に該当することはいうまでもありません。専門委員に委嘱するというのは企業内部の問題であり、大学と企業の関係で重要なのは教員の行う業務が指導助言の範囲内であるかどうかです。換言すれば、企業から専門員の委嘱を受けようが受けまいが、委託される業務の範囲が専門的知識に基づく指導助言である限り、学術指導契約に基づき行うことができるというのが現行の学術指導取扱規程に基づく結論です。

- (3) 特に今回のケースでは、本学とA社との間に共同研究契約が締結されており、本年4月以降もその継続が予測されるという状況で、その共同研究に従事する研究担当者である本学教員が同社との間で兼業契約を締結し、個人的な報酬を得るということは、利益相反関係を生じることになり、当該共同研究の客観性又は公正性について第三者の立場から見た場合に疑義を招くおそれがあり、このような関係は回避したほうがよいと考えられます。

40. 物品購入先企業への技術アドバイス

| Q40 |

昨年度政府調達で A 株式会社から 3,000 万円超の装置を購入したのですが、今年度 A 社が獲得した特別民間法人の補助金による事業で、技術導入指導者として私に指導をしてほしいとの依頼を受けました。指導に対する謝金は今年度総額 80 万円です。これまで A 社とは、関連機器の購入や改良等を含めて色々と仕事をして来ており、それらをもう少し展開するような技術的指導を求められています。それを行うことは私の研究遂行上にも有益なので引受けたいと思っておりますが、その是非について意見ををお願いします。A 社側は共同研究費や寄付金という形よりは、技術指導代として個人に支払うことが計画書の内容からも望ましいとのことでした。

| A40 |

1. 謝金により対応することが適切かどうかについて

昨年度政府調達で 3,000 万円超の装置を購入しているとのことですが、調達先が A 株式会社であるとすると、今回兼業により同社の技術コンサルタントに就任することは、外部からどう見えるかを考えると、利益相反問題の生じる可能性があります。

すなわち、実態は何も問題がないと思いますが、アピアランスとして考えた場合、当該教員は、昨年度の調達に際しては、仕様策定又は技術審査に関わった可能性があり、仮にそうだとすれば、同教員が、今年度、調達先である同じ会社の技術コンサルタントに就任して謝金、すなわち、個人的利益を得ることは、昨年度の調達行為に疑念を招くおそれがないとはいえない、ということになります。したがって、利益相反の観点からすれば、今回 A 株式会社の技術コンサルタントに就任して兼業により謝金を得ることは避ける方が望ましいと考えます。

2. どのような契約手続きがふさわしいかについて

今回 A 株式会社との関係でいえば、技術導入として教員側に期待されているのが、装置に関する技術指導というだけでなく、物の貸与提供が含まれています。

問題は、教員側で保有されている物が設備なのか、あるいは、消耗品なのか、ということですが。

仮に、これが設備であるとすれば、大学側が設備の提供と技術指導の双方を行うことを想定した契約形態としては共同研究契約がふさわしいと考えられます。しかし、この物については、大学としてはおそらく設備の取扱いはしておらず消耗品として取扱っているものと思われる。そうだとすれば、契約の取扱いとしては、学術指導契約がふさわしいものと考えます。

同契約においては、企業側は、学術指導料のほか、学術指導に必要な旅費、消耗品費等を支払うこととなります。また、そのほか、直接経費の 10%相当額を間接経費として支払うこととなります。大学側の指導担当者に謝金は支払われないこととなりますが、企業側が支払うこれらの経費の総額を 80 万円になるように調整すれば、企業側の要望とも合致し、かつ、大学が契約を行うことにより透明性も確保されるので、最も問題の少ない方法と思われます。(物の損耗に関してもあらかじめ消耗品費として企業側の負担額の総額の中に計上しておくことができます。)

41. 企業と共同主催の講座の開催

Q41

筑波大学のA専攻と株式会社Bとが、社会人向け講座の開催を共同企画しました。実施主体は株式会社Bで、講師陣はA専攻所属の教員数名であり、約半年間の間に10日間のコースを開催。受講料は1人当たり数十万円。場所は、専攻の教室を使いたいと考えています。このようなプログラムを、筑波大学と株式会社Bとの共同研究として実施したいと考えていますが、このことは可能かどうか。

A41

共同研究については、プログラム全体を共同研究として構成することはできません。プログラムの主体は社会人に対する教育プログラムの実践そのものであり、このうち、「実施」の部分を外して、プログラムの準備とその結果の解析・評価に絞れば、共同研究として構成することは可能です。

今回のプログラムの実施の部分については、問題が多いと考えます。国立大学法人法35条では独立行政法人通則法3条が準用されて「業務の公共性」が規定されています。また、同法には学校法人（私立学校法26条）と異なり収益事業に関する規定がなく、収益事業は実施できないと考えられています。このため、本学の「共催及び後援に関する規則」でも、共催等の要件として営利事業でないことが規定されています（同規則3条4号）。

また、場所についても、「国立大学法人筑波大学財産管理施行規程」で、「講演会、研究会等での使用期間が一時的であり、かつ、営利を目的としない場合」に本学財産を貸付けることができるとしています（同規程10条9号）。

以上のことから、今後、このプログラムを実施するためには、次のことを検討する必要があります。

- ①プログラムの実施主体は株式会社Bであり、それにA専攻が協力するという形態を徹底させること。
- ②場所については、本学の施設を営利事業に使用できないので、大学外で実施すること。
- ③関与する教員については、兼業の手続きを取ることを。

42. セミナー開催を業務とする企業の学内施設利用

Q42

技術セミナー開催やコンサルティングを業務とする株式会社Aから、企業のエンジニアを対象としたセミナーと研究室の機器のデモ見学について依頼を受けました。セミナーでは、既に発表されている技術や研究内容について研究者本人から体系的に解説してほしいとのこと。株式会社Aは受講料として参加者から4～5万円を取ります。学術指導契約等で契約できないでしょうか。

A42

1. 株式会社Aが主催するセミナーを学術指導契約により実施することは可能かどうかについて

- (1) 学術指導については、本学学術指導取扱規程2条に定義がありますが、本学の教員が企業等からの委託を受けて指導助言を行い、企業等の業務又は活動を支援するものとされています。すなわち、ここで留意しなければならないのは、企業の本来的業務がまずあって、それに対して教員が指導助言するというのが学術指導の本質だということ

す。

- (2) これに対して、株式会社Aが主催するセミナーの講師になるということは、同社の本来的業務の核心を担う（つまり同社の業務の主役になる）ということであって、この行為は単なる指導助言とはいえません。
- (3) つまり、結論としては、株式会社Aが主催するセミナーを学術指導契約により実施することは不可能だということになります。もし、これを無理やり実施すれば、本学学術指導取扱規程に違

反することになります。

2. 株式会社 A が主催するセミナーの講師になるにはどうすればよいかについて

(1) このケースは、本誌 Q&A の No.41 に類似しています。それは、「企業と共同主催の講座の開催を筑波大学と株式会社 B との共同研究として実施したいが、このことは可能かどうか。」というものです。結論として、共同研究として実施するのは不可能であり、実施するためには以下に従う必要があるとしています。

- ① プログラムの実施主体は株式会社 B であり、それに A 専攻が協力するという形態を徹底させること。
- ② 場所については、本学の施設を営利事業に使用できないので、大学外で実施すること。
- ③ 関与する教員については、兼業の手続きを取ること。

(2) 仮に、筑波大学の施設を利用して株式会社 A が主催するセミナーを実施した場合、実施内容はともかく、株式会社

A は WEB 等で筑波大学の名称を利用してセミナーの宣伝をするでしょうし、公益に資するべき国立大学法人が特定の一企業と癒着している外観を呈することになります。

- (3) 筑波大学の教員が株式会社 A の主催するセミナーの講師を勤めるだけでなく、筑波大学の設備を見学させて説明をしたいということについてはどう考えればよいのでしょうか。これについては、やはりこのセミナーが株式会社 A の主催するものであり、かつ、同社がそれを営利事業として実施している以上、その一環として本学の施設設備を本学の教員の説明を受けながら受講生に見学させたいという要請に対しては、国立大学法人としては認められない、ということになります。

以上、結論は否定的なものとなりますが、これは学内規則の解釈上やむを得ないものであり、これを遵守するほかない、というのが見解です。

43. 学内施設を利用した有料トレーニング

Q43

自分の兼業先である親族が経営する会社が事務局となって、筑波大学のグラウンドで年会費（約6万円）・月会費（週3回で約1万円）を取ってスポーツトレーニングを実施したいのですが、可能ですか。

A43

1. 本学財産管理施行規程に違反している可能性

この会社の事業に財産貸付をするとすれば、本学の財産管理施行規程10条9号、すなわち、「講演会、研究会等でその使用期間が一時的であり、かつ、営利を目的としない場合」を適用することしかあり得ませんが、同号の規定によれば、営利事業に本学施設を貸付することはできません。しかるに、本事業の実施主体は営利企業であり、本事業は、毎月高額の指導料と年1回の用具・施設の使用料を徴収している営利事業であることは明白であり、したがって、本貸付は本学規程に違反している可能性が大きいといわなければなりません。

2. 利益相反状況が生じている可能性

本事業は、本学教員の親族が代表者である会社が主催し、本学教員が監修をしているスポーツスクールの事業に本学グラウンドを貸付けるものであり、外部から見た場合に、本

学教員がその職務上の地位を利用して親族が経営する会社に便宜を図り、それによって同社の利益を増大させることにより、教員自らも利益を得ていると受取られる可能性があります。このような外部からの見方は、公益を推進すべき存在である国立大学法人が特定の教員に不当な利益を得させているという誤解を生むおそれがあり、ひいては、本学の社会的信用を棄損する可能性があり、利益相反マネジメントの観点からは、本学としてはこのような貸付を行うべきではないと判断されます。

普通の民間企業でも、例えば社員が自分の勤務する会社の会議室を借り受けて自分の親族が経営する会社の事業を行うなどということは通常では考えられません。これが大学で許可されるのであれば、大学で塾を開いて大学の看板で利益を得ることも可能になります。

結論として、本学の規則や利益相反マネジメントの観点から認められません。

44. 製薬会社の共催による講演会等の資金援助と宣伝

| Q44 |

附属病院がレジデント（附属病院の研修医）を対象として講演会・レクチャー等を開催する場合に、製薬会社等の業者を共催者の形態で加えることは可能ですか。（なお、今回のケースは、筑波大学レジデントレクチャーとしてレジデントに1単位を与える。）

また、製薬会社等を共催者とした場合に、当該レクチャーの冒頭で10分程度の時間を取り、会社の概要や製品の紹介を行わせることは可能ですか。

なお、今回はレクチャーを学内で開催しますが、もし外部で開催する場合に、共催者である製薬会社に外部施設の使用料を負担させることは可能ですか。また、外部講師等に対する謝金を製薬会社に負担させることは可能ですか。なお、当日は製薬会社が経費を負担して軽食を配付する予定です。

| A44 |

国立大学法人については国立大学法人法の規定によりその公共的性格が規定されていることから、営利企業とは一線を画するのが原則となっています。したがって、国立大学法人筑波大学（その教育研究組織を含む）が営利企業と事業を共催し得るのは、共催しなければならない必然性があり、共催することについて学外からの疑惑を招く心配のない例外的な場合、例えば、本学と特定の企業との間の共同研究の成果を合同で発表する場合など、極めて限られた場合にのみ認められると考えられます。この場合に、当該企業が製品紹介等宣伝を行うなど論外の行為であって、共催事業として認められることはありません。また、共催が認められる例外的な場合についても、世間の疑惑を招いてはならないという意味で、施設の使用料や講師の謝金など、必要な経費はすべて折半することが必要です。また、企業による軽食の配付などもあり得ないことです。

本件の場合には講演会等に類するものであって、上記に記載したような、例外的に企業との共催が認められる場合に該当しないことは明白です。しかも、本学の施設内で行うセミナー等において、特定の営利企業の宣伝に類する行為を行うことは、本学と特定の企業との癒着を類推させ、ひいては、仮に将来本学において当該企業の新薬の臨床研究や治験などが行われた場合には、当該研究の正当性についての疑念を生じさせる懸念すらあるといえることができます。したがって、本件については、以下が結論です。

1. 製薬会社とのレクチャー等の共催は認められないこと。
2. 製薬会社による会社概要及び製品の紹介は認められないこと。
3. 製薬会社による謝金等の支払い及び軽食の配付も認められないこと。

45. 国の補助金事業に関連したセミナーへの企業からの資金援助と宣伝

Q45

筑波大学が文部科学省の事業に採択され、十余名の研究者が雇用された中の一人として、この事業のセミナーシリーズを担当することとなりました。ついては、企業からセミナー1回につき3万円の寄付を受けることとし、その見返りに、支援者として会社名をポスターに載せるほか、その回のパンフレットに広告を掲載するということができるでしょうか。支援するセミナーの回数は1回でも複数回でも可能で、もし希望するのであれば当日支援企業の短い挨拶をしていただくことも考えています。

A45

本件については、主催者が誰なのか、また、経費は誰が負担するのか等が不明であるので、いくつか仮定を設けて回答します。

1. 本セミナーの主催者が国立大学法人筑波大学であり、筑波大学がその経費の主要な部分を負担する場合

筑波大学が主催するセミナーについて、その経費の主要部分を筑波大学が負担する場合に、経費の一部について、企業から寄付を受けること自体は問題ありません。その際に、寄付の受方として、最も推奨されるのは、大学に対する正式の寄付金として受取ることです。国立大学法人に対する寄付には国に対する寄付と同様の税制上の優遇措置があるので、企業側から見た場合のメリットもあります。この寄付金については、事務室が経理を行い、その用途は寄付者の寄付の趣旨に沿ったものでなければなりません。

筑波大学に対する正式の寄付の場合に、その寄付をした企業名をセミナーのポスターに掲載することは、大学に対する寄付金について透明性を確保するメリットがあり、利益相反マネジメントの観点からは問題がなく、むしろ推奨されるべきものです。

これに対して、セミナーのパンフレットに広告を掲載することは、筑波大学が主催するセミナーのパンフレットであるので、当該企業と筑波大学との間に特別の関係があるものと誤解されるおそれがあります。また、場合によっては、筑波大学が当該企業を推薦していると受取られる

おそれも生じ得ます。さらに支援企業がセミナーで短い挨拶をすることについても、同様の懸念があります。

利益相反マネジメントは、実質がどうであれアピアランスを重視し、外部から見た場合に公平・公正な運営が行われていると受取られることが重要であって、いささかでも疑惑を持たれないようにすることを目指しています。

特に、国立大学法人の場合、国立大学法人法の規定により業務の公共性が規定され、適正にその業務を運営するように努めなければならないとされていることを考慮しなければなりません。

したがって、結論として、筑波大学が主催し、その経費の主要部分を負担する場合には、ポスターに企業名を掲載することのみが認められ、企業広告の掲載や企業代表によるセミナーでの挨拶は容認することができません。

2. セミナーの主催者が国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会（共催）であり、筑波大学がその経費の主要部分を負担する場合

国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会がセミナーを共催するが、その経費の主要部分を筑波大学が負担し、一部について企業から寄付を受け、しかもその寄付の相手方が筑波大学ではなくセミナー実行委員会である場合が考えられます。（このように寄付を受ける場合には、たとえ任意団体であっても、必ず組織と規約を作り、当該団体代表者名で独自の銀行口座を設けることが必要であり、個

人的に経理をすることがあってはなりません。)

このように国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会が共催するとしても、その経費の主要部分を筑波大学が負担する場合には、外形上主たる主催者は筑波大学であって、セミナー実行委員会はそれに付随する関係にあります。したがって、企業からの寄付については、上記 1. 記載の場合と同様に考えられるので、ポスターに企業名を掲載することのみが認められ、企業広告の掲載や企業代表によるセミナーでの挨拶は適切とはいえません。

3. セミナーの主催者が国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会(共催)であり、両者がその経費を共同で負担する場合

セミナーの主催者が国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会(共催)であり、両者がその経費を共同で負担、すなわち半額程度ずつ負担する場合には、形式的にも実質的にも、国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会がセミナーを文字どおり共催しているというこ

とができます。

このように国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会が形式的にも実質的にもセミナーを共催している場合には、通常、企業からの寄付金は実行委員会宛てに行われているものと考えられます。そして、このようなことが外形上も容易に認識し得る状態に置かれている場合には、パンフレットへの支援企業の広告掲載や企業代表によるセミナーでの挨拶は、外形上セミナー実行委員会が担当する部分で行われていると受取られるものと考えられるので、利益相反マネジメントの観点からは容認され得るものと考えられます。

4. セミナーの主催者が国立大学法人筑波大学以外の者である場合(セミナー実行委員会等)

このような場合は、国立大学法人筑波大学はセミナーとは関係がなくなり、したがって筑波大学の利益相反マネジメントの埒外となるので、意見をいう立場にないこととなります。

46. 企業支援による企業製品に関わるコンテスト

Q46

A 製薬企業が科学雑誌の裏表紙を 20 回分以上広報用買い取ることになり、できればビジュアル的にインパクトのある広告を掲載したいと考えています。そこで、筑波大学内に事務局を置く B 研究会が主催、A 製薬企業スポンサーという形で、サイエンスイラストのコンテストを開催し、A 製薬企業が広報したい五つの製品について、その内容を科学的に正しく表現できているサイエンスイラストの作品を公募・審査し、その中から受賞作品を選抜してほしいという依頼が来ました。そのために奨学寄附金 50 万円を筑波大学に振り込み、賞金と審査員の旅費・謝金等を支出するという提案です。これは実施可能ですか。

A46

1. 今回のサイエンスイラストのコンテスト事業は営利目的の活動になります。
今回のサイエンスイラストのコンテストは、A 製薬企業の製品の売上増大を目指す宣伝活動の一環であるので、同社の営利目的の活動になります。これは例えば、著作権法 38 条 1 項の「営利を目的としない上演等」に該当するかどうかの判断の際に、「企業の宣伝用の無料コンサートは宣伝による売上増大という営利目的を有しており」、同条の適用を受けない、とされるのと同様です。(中山信弘「著作権法」p.276、有斐閣、2007 年)
2. 国立大学法人は、国立大学法人法により、業務の公共性が規定されており、企業の営利活動そのものを行うこと(企業の宣伝活動の一部を担うこと)は認められていません。(国立大学法人法 35 条による独立行政法人通則法 3 条の準用)
3. したがって、筑波大学が A 製薬企業から寄付金を受入れて、そこからサイエンスイラスト・コンテストの費用を支出することはできません。

結論として、この事業を実施するとすれば、以下の方法によるほかありません。

- (1) 任意団体である B 研究会が実施
 - ア. 活動資金の 50 万円については、任意団体である B 研究会が支払いを受け、同会から必要な賞金等の支払いを行うこと。
 - イ. 今回のサイエンスイラスト・コンテストの募集案内等の宣伝活動は、筑波大学のホームページで行わないこと。募集案内等の宣伝を行うとすれば、任

意団体である B 研究会のホームページを筑波大学とは別個に立上げて、そこで行うほかない。

(本学のネットワークは国立情報学研究所が運営する SINET に加入して成立しているが、国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程によれば、「営利を目的とした利用を行わないこと」が規定されており(同規程 6 条 2 号)、これに違反すると筑波大学が SINET の加入を取消されるおそれがある。)

- (2) A 製薬企業が主催し、B 研究会が協力する
 - ア. A 製薬企業が直接ホームページ等で募集を行い、賞金を支払う。
 - イ. その審査に B 研究会が協力し、関係する会員等が個別に兼業で審査委員を引受ける。
 - ウ. このような企業等の営利団体が行うコンテストへの応募依頼については、これまでも学内でのポスター掲示や募集要項を置くなどは、学生等への様々な機会提供という意味で行ってきている。ただし、上述のように、本学が加入している SINET の加入規程に基づき、ネットワークに関しては営利を目的として利用することができないので、B 研究会のホームページでコンテストの情報提供を行おうとすれば、B 研究会のホームページを筑波大学とは別個に立上げてそこで行う必要がある。

47. 企業から研究室に持込まれた機器

| Q47 |

ある研究室に、企業から機器が持込まれ、研究室でデータを取得して、学会誌に報告する事例があります。無償なので、筑波大学が企業に対して利益供与をしたような批判を受けないか心配しています。有償の共同研究にしておく方がよいのでしょうか。

| A47 |

この件は機器のみならず医薬品などでも多くの事例が見られ、教員が企業から無償提供を受けている事例は多いと考えられます。(つまり企業から支払いを受けるところではなく、大学が企業に支払う必要のある場合もあるのではないかとのこと。)

これらの場合、教員の業績になるのは無論のこと、大学がその社会的責務を果たすという面があるのも否定できません。大学の基本的スタンスとしては、何の契約等もなく行われるというより、機器の場合は共同研究契約を締結することが望ましいことは間違いありませんが、共同研究契約を締結する場合、個別のケースによって、無償か有償かを判断する必要があると考えます。

つまり、企業側が得る利益の方が大きく、かつ、企業側が依頼してくる場合は有償とし(この場合教員の意向も十分考慮する必要があります。)、大学側も企業側も等しく利益を得るのであれば、双方が無償で契約を締結するというのが妥当です。

一方、これは成果有体物として処理することも可能であると考えられます。つまり、成果有体物には今回のような機器も含まれると

解釈されるので、企業から当該機器を受入れて測定を行うことが学術研究であると解釈されることが可能であるならば、本学成果有体物取扱規程5条の規定により(5条の類推解釈により)、個々の教員の判断により、企業からの受入れを行うことができると解釈することができます。

(学術研究を目的とする提供または受入れの取扱い)

第5条 創作者は、学術研究のために必要があると判断した場合には、法人の職員又は法人以外の機関との間で、成果有体物の提供(譲渡又は貸付をいう。以下同じ。)又は受入れ(譲渡又は貸付を受けることをいう。以下同じ。)を行うことができる。

第6条 前条の規定により創作者が法人以外の機関との間で成果有体物の提供又は受入れを行う場合において、当該法人以外の機関が法人との契約の締結を求めるときは、法人と法人以外の機関との契約に基づき、これを行うものとする。

もし共同研究を組織する状況ではない場合は、以上の処理も可能ということです。

48. 奨学寄附金の受領と仕様策定委員への就任

Q48

本年度執行した企業とのIT関係の賃貸借契約について、仕様策定委員になっている教員が結果的に落札業者となった者から奨学寄附金を受けていたが（過去5年間、年額50万円）、「利益相反」に該当し、仕様策定委員会をやり直す必要があるのか教えてください。

A48

本件は入札を行った結果落札した企業から、当該入札物品の仕様策定委員に就任していた教員が奨学寄附金を受領していたということですが、結論としては以下の理由により、利益相反の状況として問題とするに当たらないと考えられ、「仕様策定委員会」からやり直す必要はないと判断します。

1. 元来、本学の利益相反の基本ルールとして、「企業等から特定の個人的利益を得ている職員等が存在するときは、（意思決定を行う際に）当該職員をその意思決定に参画させない」という意思決定に関する公正の確保のルールがあります。しかし、本学のルールで、「個人的利益」とは、各系で取決めをしているヒトを対象とする研究に関する利益相反問題を除き、個人的に得た兼業等の利益（個人的収入）や株式等の保有（個人的保有）を指し、今回の受領で問題となっている「奨学寄附金」は含まれていません。
2. 国の機関の事例としては、例えば、厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会「薬事分科会審議参加規程」（平成20年12月19日）では、寄附金等

が過去3年度でいずれも年度あたり50万円以下の場合は議決に加わることができるという基準が示されています。これを参照基準として考慮した場合、今回の本学の事例は毎年50万円を超えない奨学寄附金の場合であり、仕様策定委員会の議決に参加資格があると判断しても差支えないと考えられます。

3. 同様の厚労省の事例として、「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」（平成20年3月31日 厚生科学課長決定）においても、奨学寄附金等の産学連携活動に係る経済的な利益が、同一組織から年間200万円を超える場合においてCOI委員会等に内容を報告する、といった管理を行うという事例が示されており、この金額と比較しても、今回の本学の事例は過大な奨学寄附金受入額とは言い難いと判断されます。

以上により、本学の利益相反規則に基づくルール及び厚労省における取扱いの事例から考えても、本件は利益相反の状況として問題とするに当たらないと考えられ、このまま調達を進めて差支えないと判断します。

49. 複数大学における利益相反委員会の外部委員の就任

Q49

筑波大学から利益相反アドバイザリーボードの委員の委嘱依頼が来ましたが、他の国立大学からも利益相反マネジメントの外部委員に就任することを依頼されています。もし支障がある場合は指摘してください。

A49

利益相反アドバイザリーボードの委員に限らず利益相反委員会委員においても同様ですが、本学の職員の案件に関して当該他の国立大学との間で利益の衝突が起こり得るような立場になったときは、その時点で本人から申

告をしてもらい、その審議に関与しないということで対処します。したがって、他の国立大学から「利益相反マネジメントの外部委員」を依頼されて引受けること自体は特に問題はありません。

50. 寄付金募集の対象者

Q50

大学で寄付金の募集をしたいが、次のことは利益相反事例に該当しますか。

1. 教員に共同研究の相手先企業を紹介してもらい、寄付を募る
2. 職員が出入りの業者に寄付を募る

A50

利益相反には、個人としての利益相反と、組織としての利益相反の二つの種類があり、本件は、組織としての利益相反の問題に該当する可能性があります。つまり、組織としての大学が、自らの経済的利益を優先させるために、大学の社会的責任を果たしていない、あるいは、果たしていないように見えるという場合に当てはまる可能性があるのです。特に、今回に特有の問題として考慮しなければならないのは、以下の独占禁止法の規定です。独占禁止法2条9項5号口に、「不正な取引方法」の定義として、以下の規定があります。

「□ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」

今回照会のあった「2. 職員が出入りの業者に寄付を募る」行為が上記規定に該当する可能性があります。

また、「1. 教員に共同研究の相手先企業を紹介してもらい、寄付を募る」行為につい

ても、共同研究契約を継続している企業にとって、「共同研究の打ち切り」を示唆して寄付を募っているのではないかと受取られかねない行為であり、上記独占禁止法2条9項5号口に該当する可能性を排除しきれないと考えられます。

いずれにしても、上記行為は、本学の職員がこれを行った場合に、相手方企業が公正取引委員会に通報し、同委員会が調査を開始する可能性があり、そうなれば、マスコミに大きく取扱われ、本学の信用が失墜する可能性があります。結果的に、上記独占禁止法2条9項5号口に該当しないという判断になる可能性ももちろんありますが、上記、利益相反問題への対応からいえば、これらの行為が社会的に大学として不適切な行為と受取られかねないので、結論としては、これらの行為を避けるべきであると判断します。独占禁止法の2条9号5号のほか、19条、20条の6なども参照してください。

51. 臨床研究時の利益相反の留意点

Q51

外来通院で同意の得られた患者を対象として、株式会社Aが既に販売している飲料を飲用してもらい、定期的に採血を行います。これにより、運動療法を行っている患者を対象とした当該飲料摂取の有用性を確認する計画です。この飲料は、病院・診療所を対象として販売しているものです。

以上のような臨床研究について、利益相反問題の観点からは、どのように考えればよいのでしょうか。

A51

1. 臨床研究に関する利益相反マネジメントからの検討について

以下の観点から検討してください。

- (1) 臨床研究が企業からの依頼に基づく受託研究等として実施されるものである場合は、当該企業が負担する研究経費が適正なものであるかどうか。(特に過大なものでなければ問題はありません。)
- (2) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業から奨学寄附金等の利益提供を受けていないかどうか。(受けていなければ問題はありません。もし受けている場合には、その時期や金額から判断して当該奨学寄附金等が本件臨床研究の結果に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものであったかどうかを判断します。)
- (3) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業との間で雇用されている関係(技術顧問等)にないかどうか。(なければ問題はありません。もし雇用関係がある場合には、当該雇用関係が本件臨床研究の結果に影響を及ぼすあるいは影

響を及ぼすと疑われる程度のものであったかどうかを判断します。)

- (4) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業の株式等を保有しているかどうか。(保有していなければ問題ははありません。保有している場合には、保有している株式等数から判断して当該株式等の保有が本件臨床研究の結果に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものであったかどうかを判断します。)

2. 臨床研究と利益相反ポリシーとの関係について

本学における利益相反問題の取扱いに関しては、一般的な利益相反ルールの上に、ヒトを対象とする研究に関するより厳格なルールが必要であると考え、それぞれの学問分野の特性に応じたルール運用のために、各部局が策定することとしています。附属病院においては、「附属病院における臨床研究に係る利益相反マネジメント実施ガイドライン」が策定されていますので、それに沿った行動をとってください。

52. 奨学寄附金の性質

Q52

臨床研究に関するテーマで数千万円の奨学寄附金を受領しています。奨学寄附金は教員の直接の個人的利益ではないので利益相反問題は生じないのではないのでしょうか。

A52

インフルエンザ治療薬「タミフル」服用と異常行動の関連性を調べている厚生労働省研究班の主任研究者で市立大学の教授の講座宛てに、輸入販売元の製薬会社から「奨学寄附金」名目で2001-2006年度までに計1,000万円が支払われていたことが、2007年3月報道されました。2006年10月には、この研究班はタミフル使用者と未使用者の間で異常行動を起こす割合に違いがみられないとする報告書をまとめていました。

このことは世間に大きな衝撃を与え、国会を巻き込んだ大問題になりました。当時の柳沢厚生労働相は、タミフルの輸入・販売元企業から寄付金を受けていた研究者（8人中3人）について、異常行動との因果関係などを調べる厚労省研究班から除外する方針を、衆院厚生労働委員会で明らかにし、「（寄付を受けていた研究者については）当然、除外して、新しい体制の機関にして、いささかも公正性を疑われることのない体制を構築する」と答弁しています。結局当該報告書にも疑念がもたれ、再調査が行われています。

これがまさに利益相反の問題で、これを受けて厚労省は2008年3月「審議参加に関する遵守事項」を策定し、正式に利益相反のルールを示しました。

つまり、奨学寄附金は、個人が受取る所得ではないために本学における一般的な利益相反マネジメントでは個人的な利益としての報告を求めています。研究が比較的自由に使える研究費等として広い意味では研究者個人の利益に含まれると考えられますので、より厳しいマネジメントが要求される臨床研究などヒトを対象とした研究においては、利益相反問題につながる可能性のあるものとして、利益相反マネジメントの対象として取扱うことが求められています。実際に、厚労省の「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」においては、奨学寄附金や共同研究費・受託研

究費なども「経済的な利益関係」として、利益相反マネジメントの対象として捉えています。このことは、文部科学省の「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」においても同様ですので、参照してください。

なお、本学の産学連携に伴う全学を対象とした一般的な利益相反マネジメントの場合、利益相反規則においてこれらの産学連携活動そのものが単独で存在する場合に学長への報告義務を課していないのは、それらが単独で存在する場合にそれだけを報告させても大きな利益相反問題が生じる可能性が少ないからです。

つまり、共同研究契約を結んでいる企業の技術コンサルタントを務めていて兼業収入を得ているなどの場合のように、奨学寄附金や共同研究契約等と別の事由が重なった場合に利益相反問題の起こる可能性が大きいので、そういう場合に限って報告義務を課しているのです。

なお、今回の質問の内容からだけでは不明ですが、仮に受取った奨学寄附金を臨床研究の費用として使用しているとすれば、それに関しては、以下の日本学術会議の提言があることに注意する必要があります。すなわち、2013年に高血圧治療薬バルサルタンの臨床試験結果の人為的操作が指摘され、複数の論文撤回という事態が発生したことを踏まえて、同年12月20日に、日本学術会議臨床医学委員会臨床研究分科会から「臨床研究にかかる利益相反（COI）マネジメントの意義と透明性確保について」の提言が出されました。その中に、「研究者主導臨床試験は、原則として奨学寄附金ではなく、委託研究費、共同研究費などの形で受け入れなければならない。」とする今後の指針が示されていますので、今後は、奨学寄附金を財源として臨床研究を行うことは、原則として避けなければならないと考えられます。

53. 奨学寄附金と利益相反マネジメント

Q53

次のようなケースは、利益相反委員会として、どのような考え方をすれば、利益相反マネジメントをしたとして、承認することができるのでしょうか。

1. 本件は、製薬会社が製造販売し、通常の治療でも使用されている、機構のタイプが異なる2種類の治療薬を患者に投与する臨床研究。
2. 研究責任者は、昨年度この製薬会社から、400万円の奨学寄附金を受けている。
3. 研究内容は、〇〇病の一種に罹患した患者に対する、2種の薬剤の用法、用量の最適値が現在のところ確立されていないので、この〇〇病に罹患するリスクが高いと考えられる患者に投与し、検討する。
4. この臨床研究は保険診療の範囲で行われるので、薬代は患者自身が自費で支払う。

A53

1. 研究責任者が昨年度この製薬会社から400万円の奨学寄附金を受けているということについて、以下の観点から今回の臨床研究への影響の有無を判断する必要があります。

(1) 金額の多寡

例えば、400万円の奨学寄附金が特に臨床部門の研究者にとっては通常頻繁に見られる程度の金額であって、それが当該研究者の研究の過程に影響を及ぼすことは考えられないといえるかどうか、あるいは、外部から見た場合に研究の科学的客観性に影響が生じ得る可能性を否定できない程度の金額であると考えられるかどうか、など。

(2) 奨学寄附金の使途・時期

奨学寄附金の提供の際に指定された使途が今回の臨床研究と密接な関係を持っているかどうか、また、奨学寄附金の提供の時期が今回の臨床研究の時期と近接しているかどうか、など。

2. 400万円の奨学寄附金が今回の臨床研究の科学的客観性に影響が生じ得る可能性を否定できないと判断された場合には、以下の観点から当該臨床研究の実施を認めるかどうかを判断する必要があります。

(1) 今回の臨床研究が医療上の必要性から判断して実施する意義が極めて高いかどうか。

(2) 今回の研究責任者が実施しなければならない必要性が高いかどうか。

3. 上記「2」の判断の結果、今回の臨床研

究の必要性は極めて高いが、必ずしも今回の研究責任者の下で実施する必要性は高くないと判断した場合には、研究責任者の変更など研究計画の修正を提案するかどうか、などを判断する必要があります。

4. 上記「2」の判断の結果、今回の臨床研究を当該研究責任者の下に実施する必要があると判断した場合に、利益相反委員会として、「独立した評価者による研究のモニタリング」(厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest: COI)の管理に関する指針IVの5の(2))を提案する必要があるかどうか、などを判断する必要があります。

5. 今回の臨床研究を当該研究責任者の下に実施する必要があると判断した場合には、インフォームド・コンセントの中に今回の利益相反の状況を含める必要性があり、また、その記載内容は最終的に倫理委員会において決定されるべきものですが、それと同時に、利益相反委員会及び倫理委員会の判断として、当該利益相反の状況が、被験者に何ら危険を及ぼすものではない旨の説明が記載される必要があります。(文部科学省「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」p.17)

6. 最終的に、上記の利益相反委員会の判断について文書化し、倫理委員会に報告することとなります。

54. 厚生労働省科学研究費補助金の利益相反マネジメント

| Q54 |

他大学の者が研究代表者となって厚生労働省科学研究費補助金に申請しました。私は研究分担者となっているのですが、所属の系に利益相反を審査してもらう委員会が設置されていません。どうしたらよいでしょうか。

| A54 |

結論から言うと、現時点での合理的な対処法としては、研究代表者の所属する大学と一緒に利益相反マネジメントを受けさせてもらう、ということになると考えます。厚生労働省の科研費のQ&Aに次の事例が掲載されています。

Q20 研究分担者が所属する機関にCOI委員会がない場合には、どのようにすればよいですか。

A20 研究分担者においてもCOIの適切な管理が必要です。研究分担者が所属する機関が小規模であり、COI委員会を設置できない場合には、研究代表者の機関等に研究分担者のCOIの管理についての審査及び検討を依頼してください。

学内の対応ですが、平成19年8月に「ヒトを対象とする研究における利益相反問題の取扱いについて(依頼)」という利益相反委員

会委員長の通知を、関係のある主要な研究科等(数理物質科学研究科長、システム情報工学研究科長、生命環境科学研究科長、人間総合科学研究科長、附属病院長)に宛てて通知をし、研究倫理審査委員会等での対応を求めました。このあと、厚労科研の問題が出てきたため、平成20年5月に全所属長及び全職員に「一利益相反マネジメントが行われていない大学では厚生労働省科学研究の補助金を申請できなくなります」というパンフレットを作成して、利益相反マネジメント整備を呼びかけましたが、ヒトを対象とする研究や厚労科研の申請のない系では対応を取ってきませんでした。おそらく、あまり関係がないと思っていたのだと考えられますし、所属教員が申請する必要が出てきたときにそれが圧力になって整備するということも考えられます。一方、研究分担者として研究代表者の所属機関で審査してもらうことも可能ですし、それはそれぞれの系の考え方によると思います。

55. 弁護士報酬は自己申告の対象か

Q55

弁護士報酬は自己申告の対象となりますか。

A55

本学では、職員等が産学官連携活動に伴い企業等から得る個人的な利益が年間総額100万円以上で、かつ、当該企業等と本学が特別の契約関係にある場合に、報告義務の対象としています。

したがって、例えば、非常勤医師や大学の非常勤講師による報酬については、産学官連携活動に伴う利益ではないという理由で、報告の対象外としています。また、国立大学法人や独立行政法人主催のセミナー等での講演その他これに類似する活動についても、本学利益相反規則で規定する産学官連携活動による個人的利益又は兼業に該当しないものとして取扱ってきました。それは同規則の制定趣旨から、このような種類の兼業が本学に対する社会からの信頼や教職員の名誉を棄損するおそれがないことによるものです。したがって、同規則の対象となるものは、企業との関わりをもって行われる産学連携活動が中心となるものとして運用しています。

弁護士については、本学では、国家資格に基づく非常勤業務の兼業として所定の手続き

を経て認められることになっています。法科大学院の実務家教員については、弁護士である兼任教員が多く勤務しており、この場合は兼業に関しては当然に問題がありません。(本業が弁護士で教員が兼業になりますので、大学での兼業手続きの必要はなく弁護士報酬の報告義務もありません。)

専任教員の場合も、弁護士については、兼業が前提となって法科大学院の教員構成が出来上がっているところがあり、兼業は当然に認められることとなると考えられます。その場合に、弁護士報酬については国家資格に基づく非常勤業務の兼業に伴う報酬であるので、産学官連携活動に伴う個人的利益ではないという理由で、報告義務の対象外としています。

なお、弁護士であっても、企業の非常勤取締役又は監査役に就任する場合は、それに伴う報酬はそれぞれの役員業務の遂行によるものなので、本件回答の冒頭で示した要件に該当する場合は、報告義務の対象としています。

56. 産学連携に関する申告期間

Q56

本学利益相反規則5条では、企業等から産学官連携活動に係る個人的な利益を受けたときに前年度分の自己申告書を提出する旨定められています。個人的利益は前年度分の申告となっていますが、企業等との共同研究等の関係については「当該年度以前」も含むとあります。10年ほど前に奨学寄附金を受けている企業がありますが、これも自己申告すべきでしょうか。

A56

前年度より以前に奨学寄附金を受けている企業であって、前年度中にその企業から個人的利益を受領している場合（本学利益相反規則5条2号）は、基本的には報告する必要がありますと考えられます。ただし、これについては、以下のような時間的制約があります。

1. 本学利益相反規則は平成17年9月29日に制定され、同年11月1日から施行されているので、奨学寄附金がそれ以前に受領されたものである場合は、そもそも規則の適用がなく自己申告する必要がありません。
2. 平成17年11月1日以降に受領した奨学寄附金であっても、奨学寄附金の受領を記録した会計資料が既に廃棄されている場合（奨学寄附金に関する資料の保存期間は5年になっています。）は、本学として書類により確認することができないため、自己申告の対象外となります。

もし、上記に該当しない場合であれば、以下の原則に従うことになります。（以下は原則であって、今回のケースは、上記1又は2により、自己申告の必要がないと考えられます。）

以前に奨学寄附金を受けている企業であって、前年度中にその企業から以下のような個人的利益を受領している場合（本学利益相反規則5条2号）は報告する必要があります。

- (1) 兼業に係る報酬又は研究成果の実施料収入若しくは売却による収入（企業等から得たこれらの個人的な利益が合計100万円以上であるときに限る。）
- (2) 株式等（株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）の取得（当該年度前に取得した株式等の保有を含む。）

注意点は、「1企業から100万円以上」ではなく、「合計100万円以上」なので、関係している（産学連携等をしている）企業から個人的利益を受けている場合が複数あつてそれらの合計が100万円以上となった場合に申告が必要になります。また、株式等は、前年度以前に取得した場合であっても、現在保有して上記定義に該当していれば申告する必要があります。

57. 講演報酬や原稿料に関する自己申告

Q57

製薬企業からの講演報酬や製薬企業が発行している雑誌の原稿料は利益相反の自己申告の対象になりますか。

A57

1. 個人的な利益を受けただけでは自己申告の対象とはならず、対象となる企業が、筑波大学との間で、共同研究や受託研究を実施したり、奨学寄附金の贈与や製品等の提供をするなどした場合に、自己申告の対象となることがあります。この場合の個人的な利益には、講演報酬については、講演が兼業として取扱われていません（本学総務部職員課で作成した『兼業マニュアル』に兼業として明記）ので、兼業に伴う報酬として、自己申告の対象として含まれることとなります。
2. 著述については従来から慣行として兼業

として取扱われていません。したがって、本学利益相反規則では個人的な利益の定義の一つである「兼業による報酬」には含まれないという理由で、全学を対象とする一般的な利益相反マネジメントとしては、原稿料は学長に対する報告義務の対象から外れることとなります。（ただし、各系において、ヒトを対象とする研究を実施したり、厚労科研費に申請するときなどは、原稿料についても自己申告の対象となることがあります。また、本学職員倫理規則においても原稿料が贈与等報告書の申告内容に含まれています。）

58. 自己申告書に関わるヒアリング

Q58

利益相反の自己申告をした者に対して、その後詳細なヒアリングなどがありますか。そのために報酬資料などを保存しておく必要がありますか。

A58

申告者すべてに対してヒアリングを行うわけではありません。利益相反アドバイザーが事実関係をさらに確認しておきたいと考えた場合にヒアリングを実施しています。

例えば、個人的な利益の額が年間数百万円に及ぶなど高額であるとか、1企業に様々な利害関係があるとか、多数の企業に利害関係があるとか、利益相反アドバイザーが収集した大学の契約関係等の事実だけでは不明確な点がある場合などです。つまり、ヒアリン

グの実施は例外的な場合に限られ、また、ヒアリングの内容も、個人的利益に関する事情を聞くだけで、これまでも、特に、証拠資料の提出を求めたことはありません。（事情説明になります。）ただし、一般的には、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」にもあるとおり、COIに関連する書類については5年間保存することが求められています。

59. 利益相反マネジメントの目的

Q59 | そもそも利益相反マネジメントとは、何を目的としているものですか。それと産学連携とはどのような関係にあるのですか。

A59 | 利益相反マネジメントは、決して産学連携活動を抑制することが目的ではありません。むしろ、利益相反マネジメントを十分に、かつ、適正に実施することにより、大学に対する社会一般の信頼を確保し、それによって、産学連携を促進する効果を持つことを期待したものです。すなわち、個別のケースごとの判断で何事も事なかれ主義で処理していった場合、問題は解消するかもしれませんが、そ

れによってせっかく芽生えつつある産学連携の芽を摘んでしまう可能性があります。したがって、むしろ利益相反マネジメントについては、産学連携を促進する役割を担うという意識を持って、そこから個別判断を導いてくることが重要であり、産学連携と利益相反マネジメントは、大学にとって、車の両輪の関係にあると見るべきものでしょう。

60. 利益相反と法令・規則違反

Q60 | 利益相反関係にあるということは、法令や学内規則に違反しているということなのですか。

A60 | 利益相反とは、個人としての職員等が置かれている特別な状況のことを指しており、現実に大学の利益の損失や法令違反の問題が起きているわけではありません。したがって、それ自体を常に解消しなければならないというものでもありません。情報開示やモニタリ

ングを通じて透明性を高めることによりマネジメント可能なものもあります。したがって、法令による一律のルールではなく、個別の事情に応じて判断することにより、多様な対応方法を可能とする取扱いをすることが重要であると考えられます。

61. 利益相反規則の違反

Q61

国立大学法人筑波大学利益相反規則 5 条に定められた個人的な利益の報告をしなかった場合どうなりますか。

A61

利益相反規則自体には罰則の規定はありません。一般的な学内規則・規程違反ということになり、報告義務違反が軽微な場合はそれによって処分が課されることは考えにくいのですが、違反の内容が重大な場合はそれ自体が処分の対象となることがないとはいえません。

例えば、教員がある企業の未公開株式を多数保有しているながら、それを報告せずに、大学として当該企業から高額の研究設備を購入する際に、当該教員がその設備の選定理由書を作成していたような場合が考えられます。未公開株式を他人から譲り受けたのではなく自らの出資の対価として保有していた場合などは、収賄罪などの犯罪として成立するかどうか疑問がありますが、このような場合に、当該企業がその後上場し、その教員が多額の売買益を得たということが起こり、マスコミなどで高額の研究設備の購入が疑惑として取上げられるという可能性もあります。そのような場合に、個人的な利益を報告しなかったという利益相反規則違反により、当該教員に対して懲戒処分が課されることはあり得ます。懲戒処分の根拠は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第 95 条（懲戒の事由）

です。

- 国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（懲戒の事由）
第 95 条
法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒を行う。
(1) この就業規則その他の法人規則及びこれに基づく法人規程等に違反した場合
(2) (以下略)

つまり、利益相反の状態はそのままではそれ自体良いとか悪いという判断はできませんが、その状況にあることを知りながら学長に対する報告義務に違反することが悪いことは明らかです。特に、後日問題になるのはそこからさらに状況が進展して職務上の責任に対して個人的利益を優先させた場合ですので、なおさら悪いということになります。

しかし、通常は、他のより重大な義務違反があった場合に、それと併合される形態で処分が加重される要因となることが多いと考えられます。

62. 契約書の教授名の署名

Q62

企業との研究契約などで教授個人が教授名で署名をしてもよいのでしょうか。

A62

教授の職は学校教育法 92 条 6 号に次のようにあります。「教授は、専攻分野について、(中略) 学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」すなわち、教育又は研究に従事することが義務であり、権限であって、それ以外に、教授であることを理由に与えられている権限はない、というのが原則です。

したがって、教授が、教授の身分だけで、大学を代表して企業と契約を締結する権限はありません。契約を締結するためには、副学長、系長(他大学の場合は、学部長又は研究科長)、附属病院長など、他の相応の役職に就いていることが必要となります。

63. 利益相反の典型例

Q63

国立大学法人筑波大学利益相反規則 2 条 1 項 1 号に、利益相反に該当するものの一つとして「職員等の企業等から得る産学官連携活動に係る個人的な利益が、法人における当該職員等の責任と相反する状況にあること。」とありますが、「法人における当該職員等の責任」の具体例としてどのようなものがあるか教えてください。

A63

「法人における当該職員等の責任」の具体例としては、以下のようなことが想定されま

1. 研究に関しては、研究結果の客観性を保持することは教員本来の責任になる。

例えば、研究を受託した企業に対して、既にコンサルタント契約を締結している多額の報酬を受けている場合などは、実際にはその受託研究に関して企業に有利な結果をもたらす操作をしていなかったとしても、世間から見れば、その研究の客観性を疑われるおそれがあり、そのような場合には、教員が産学官連携活動に関して受けた個人的な利益が、教員の研究の客観性の保持という責任と相反する状況になっているといえるので、利益相反マネジメントの対象としてきちんと管理していく必要があります。

2. 教育に関しては、学生に対して公平、かつ、公正な取扱いをすることが教員本来の責任になる。

具体的な例としては、教員が指導教員をしている学生がベンチャーを設立して、その会社が順調に発展していった場合に、その学生から増資をしたいので、教員に出資をして株式を持ってほしいと依頼されたとします。出資が1株式当たり5万円で2株分10万円を出資したとしても、過去に実際に事例がありま

したが、その後さらに増資による株主に対する株式割り当てなどがあり、当該ベンチャーの上場後に売却すれば1,000万円の収入にもなるということが起きてくる可能性があります。このような場合に、その教員が指導教員のみでいるとすれば、他の学生から見れば特別に手厚くそのベンチャーを設立した学生を指導しているのではないかと疑いを持たれることにもなります。そのような場合には、教員が産学官連携活動に関して受けた個人的な利益が、教員の学生に対する公平、かつ、公正な取扱いという責任と相反する状況が生じているといえることができます。

3. 大学の運営に関しては、適切な運営を行うことが教員だけでなく管理職にあるものや事務系職員まで含めて彼らの本来の責任になる。

例えば、大学に物品を納入したり役務を提供したりしている会社などから、社員向けの講演を依頼されて多額の報酬をもらったという場合は、それにより、運営の適切さに対する世間からの信頼を損なうおそれがあります。そのような場合には、職員等の個人的利益と職務上の責任とが相反する状況にあるといえることがいえます。これに対しては、その業者の選定から個人的利益を受けている者を外すという、利益相反マネジメントを行う必要が出てきます。

問合せ先 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室

● 〒 305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

● TEL: 029-853-2877 FAX: 029-853-5816

● E-mail: coisec@ilc.tsukuba.ac.jp

● <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

平成 26 年 12 月

編集 新谷由紀子

*Office of Conflict of Interest and Security Export Control
University of Tsukuba*

<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
Office of Conflict of Interest and Security Export Control
University of Tsukuba